



地域を基盤に権利擁護と総合相談をつなぐ

事例からみえる「権利擁護ネットワーク」

- 市町村権利擁護推進センター機能 協働実践の取り組み -



平成 26 年 3 月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
かながわ権利擁護相談センター あしすと

もくじ

はじめに

1. 地域を基盤に「権利擁護と総合相談」をつなぐ「権利擁護ネットワーク」の形成に向けて
・・・・・・・・ 2p

2. 「市町村権利擁護推進センター機能」の構築にむけた協働実践
 - (1) 「権利擁護えびなネットワーク」 ・・・・・・・・ 7p
 - (2) 「伊勢原市成年後見・権利擁護サポート連絡会」 ・・・・・・・・ 17p
 - (3) 「福田北(大和市社協)地域包括支援センター」 ・・・・・・・・ 30p
 - (4) 「ライツはだのネットワーク委員会」 ・・・・・・・・ 45p

3. 「市町村権利擁護推進センター機能」の構築にむけた4つの実践からみえてくること
・・・・・・・・ 61p

はじめに

かながわ権利擁護相談センター あしすと は、平成 10 年 10 月の事業開始以来、横浜弁護士会や神奈川県社会福祉士会等の協力を得て、市町村の高齢者・障害者の権利擁護相談にかかわる相談機関の支援や、ご本人・ご家族等からの相談に対応し、問題の解決にむけた助言や情報提供を行ってきました。

また、同時に、地域における権利擁護ネットワーク形成の推進を図るため、事例集の作成等を行い、「権利擁護」にかかわる相談支援機関(職員)の役割発揮に向けた課題を整理するとともに、既存の施策・サービスやネットワークを、相談者の立場にたって、充実、再構築していく原動力となるネットワークを築くことの必要性を提起してきました。

平成 23 年度には、「地域を基盤に、積極的権利擁護の視点に立った、多様な担い手のネットワークによる総合相談」の具体的な展開にむけ、市町村域において既存の事業、取り組みやネットワークを権利擁護と総合相談の視点でつなげ、本人の暮らしの場である地域において総合的な相談支援のしくみづくりを推進する中核的な役割を果たすものとして、「市町村権利擁護推進センター機能」の構築を提言しました。

平成 24 年度からは、県内で先行的にネットワーク形成に取り組んでいた 4 つの地域(秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市)との協働実践を開始し、取り組みを進めてきました。本事例集は、各地域における 2 年間の実践内容を中心にまとめたものです。4 つの地域の実践には、地域で「権利擁護と総合相談」をつなぐネットワークを形成するうえで参考となる視点や取り組みの工夫が随所にちりばめられています。

近年、国で推進している市民後見人養成や平成 27 年 4 月からの新たな生活困窮者支援制度の動向など、地域を基盤とした権利擁護と総合相談の推進のための体制を構築する契機となる動きがあります。かながわ権利擁護相談センターあしすとでは、こうした動向をふまえ、平成 26 年 3 月に「市町村権利擁護・成年後見推進センター構想」への提言をまとめました。

本事例集ならび提言書をお目通しいただき、各地域における権利擁護の推進にむけた取り組みのご参考にさせていただければ幸いです。

平成 26 年 3 月

かながわ権利擁護相談センター あしすと

1．地域を基盤に「権利擁護と総合相談」をつなぐ「権利擁護ネットワーク」の形成にむけて 「市町村権利擁護推進センター機能」の構築

かながわ権利擁護相談センターあしすとでは、地域を基盤に「権利擁護と総合相談」をつなぐ権利擁護ネットワークの形成を進めるため中核的な組織として「市町村権利擁護推進センター機能」の構築を提言しました。

1．「権利擁護と総合相談」をつなぐ「権利擁護ネットワーク」形成

一人ひとりの自分らしく生きる権利が、日常生活の中で、また将来にわたって守られる地域をつくるには、まずは、高齢や障害などによってとすると自分自身で判断することがしにくいために、虐待などの重篤な権利侵害をはじめとする様々な生活の困りごとや不安を抱えている人々に対する相談支援の充実・強化が必要です。

また、社会構造の変化や厳しい雇用・経済環境を背景に、地域で生活するうえで様々なニーズを抱えている本人や世帯に対し、本人たちが暮らす地域(日常生活圏域)を基盤に、公的機関、様々な専門機関・団体、住民活動などの多様な担い手が権利擁護の視点にたって協働し、本人たちが抱える“生活のしづらさ”全体を受け止め、解決していく総合的な相談支援(専門職ネットワークと地域のインフォーマルサポートとの協働による支援)を展開していくことが強く求められています。

さらに、顕在化している問題・課題への対応だけでなく、地域に潜在している生活課題を抱えた本人や世帯の早期発見や、深刻な事態に至る前の早期対応といった「予防的機能」が発揮できる地域をつくることも求められます。個別の支援課題からみえてきた地域の課題が、地域の関係者にフィードバックされ、地域を構成するすべての人たち(地域住民・専門職・行政など)が、それぞれの立場で気づき、発信し、つながりあえる地域づくりの推進が求められます。

2．ネットワーク形成の要となる「市町村権利擁護推進センター機能」

このためには、相談・支援機関が「積極的権利擁護」の視点(1)にたち、本人が生活する地域を基盤として、多様な担い手のネットワークによる総合的な相談支援(2)を展開する、ことをけん引・バックアップする機能が必要です。この機能を「市町村権利擁護推進センター機能」とします。

「市町村権利擁護推進センター機能」は、各市町村内の既存の事業、取組みやネットワークを「権利擁護と総合相談」の視点でつなげていくものです。

- (1)「積極的権利擁護」とは、「本人の生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みを保障するものである。」(岩間伸之「積極的権利擁護」)。

(2)総合的な相談支援とは、本人の今から将来までの生活に関わるあらゆる問題に対し、本人だけでなく本人を取り巻く環境や背景にある問題も含めて、多様な担い手の協働を働きかけることによって対応し、本人の「生活のしづらさ」の解決につなげるとともに、さらにそれらの実践が地域での問題の早期発見・予防・迅速な対応など、住民主体の活動に活かされていく相談支援のこと。

- ・ 本人の生活にかかわるあらゆる問題に対応・・・分野を超えた支援
- ・ 本人の今から将来まで・・・切れ目のない支援
- ・ 本人だけでなく、本人を取り巻く環境・背景にある問題までをトータルに視野においた支援、働きかけ
- ・ 本人の問題だけでなく、これから起こりうる（かもしれない）地域共通の課題への対応を視野においた支援
- ・ 地域内の様々な資源やネットワークの活用、開発

3 . 地域における「個と地域の一体的支援」の実践の推進

日常生活圏域での、多様な担い手による「個別支援」の実践と、その実践をもとにした「個別支援からみえてきた課題を地域で支える“地域づくり”につなげる支援」(日常生活圏域・市町村域)は、一体的な展開であることが求められています。

「地域を基盤としたソーシャルワーク」「コミュニティソーシャルワーク」「地域包括ケアシステム」など、呼称や概念は多様であっても、地域を基盤に、一人ひとりの暮らしを支える福祉のまちづくりをはかる実践は、同じところをめざしているものだといえます。

「地域を基盤としたソーシャルワーク」とは、「一つの事例が地域を変えていく」という基本的視点に立ち、「一体的に」という言葉のとおり、個別の支援と地域への支援の「両方」を絶えず視野に入れながら「同時に」進めていくことです(岩間伸之)。個への支援と地域への働きかけが「一体的なつながり」となっているこの取り組みは、まさに誰もが地域で安心して、その人らしく生活していくことを進める「地域福祉の推進」と深く重なりあうものです。

4 . 権利擁護の推進を「市町村」を基盤に展開する意味

一人ひとりが住み慣れた場所で自分らしく暮らし続けられる地域づくりは、その暮らしの場となる日常生活圏域に、個人の多様性を踏まえたうえでの暮らしを支える取り組みやしきみが、どれだけ多く柔軟にちりばめられているかにかかっています。

個人の多様性を踏まえた暮らしを支える取り組みやしきみとは、身近な見守り、話し相手(相談相手)などの活動の多様な展開や、個々の抱える問題を確実に受け止める相談窓口、支援(サービス)の充実ということであり、その中身は住民活動から専門的な機関・団体によるもの、公的支援によるものなど多岐に渡っています。

このように暮らしの場の基本となる日常生活圏域を主軸におきつつ、日常生活圏域をとりまく公的資源、専門的資源とのつながり、働きかけを行っていくことは「市町村」だからできることであるといえます。また、そうした取り組みの中から、複数の専門分野が重なり合って対応していく必要のある問題や地域に足りない資源が当然、見えてくることとなりますが、複数の専門分野間の連携の場や、制度・施策への提言等の機能も「市町村」だからできることです。

5. 「センター機能」の将来の姿

「市町村権利擁護推進センター機能」は将来的には拠点機能も備え、市町村域で設置されている障害者虐待防止センターなどの制度別・課題別のセンターとも機能を共有し、医療や司法（福祉に精通した他領域の専門職）とも連携した、総合センターとして位置づくことを目指します。

近年、国で推進している市民後見人養成や平成 27 年 4 月からの新たな生活困窮者支援制度の動向など、「地域を基盤とした権利擁護と総合相談の推進」のための体制を構築する契機となりうる動きがあります。こうした動向をふまえ、市町村域において、地域の特性を鑑みつつ、権利擁護推進のための体制を整備していくことが求められます。

（具体的な「センター」設置に向けた考え方は、かながわ権利擁護相談センターあしすと「市町村権利擁護・成年後見推進センター構想への提案」（平成 26 年 3 月）に詳細を記載しています。）



2. 「市町村権利擁護推進センター機能」の構築に向けた協働実践

本事例集で紹介する4つの実践は、いずれも中核となっている主体が組織の使命や役割意識のもと自主的・自発的に取り組みを開始したものであり、地域内で多くの関係者とのつながりを築きながら、独自の切り口をもって取り組まれています。その一方、これらの実践には共通する重要な視点、エッセンスもあります。各地域における実践の様子と4つの実践から見えてくるものをまとめました。

「権利擁護えびなネットワーク」：海老名市社会福祉協議会

海老名市社協が中核となり、地域内の高齢・障害の相談支援機関や成年後見関係団体、行政などと「権利擁護えびなネットワーク」を構築し、積極的権利擁護の視点にたった総合的な相談支援の実践を推進しています。

実践紹介・・・・・・・・・・7頁

「伊勢原市成年後見・権利擁護サポート連絡会」：伊勢原市社会福祉協議会

伊勢原市社協が中核となり、高齢者虐待防止ネットワークの検証を皮切りに総合的な権利擁護支援のネットワーク形成を進めています。あわせて、市民後見人養成を機に、「権利擁護・成年後見の推進体制」の構築に取り組んでいます。

実践紹介・・・・・・・・・・17頁

「福田北(大和市社協)地域包括支援センター」：大和市社会福祉協議会

市内の基幹的な役割を担っている地域包括支援センターとして、市域・小地域の両面において、地域における多様な担い手による「権利擁護と総合相談」により、地域の生活課題の解決をはかるシステムづくりを実践しています。

実践紹介・・・・・・・・・・30頁

「ライツはだのネットワーク委員会」：秦野市障害者権利擁護センターライツはだの

障害者虐待防止法の施行を機に、分野を越えた権利擁護相談支援のネットワークづくりを進めるとともに、小地域に拠点を設け、専門職と地域住民の協働による、生活ニーズの早期発見、見守り機能の構築に取り組んでいます。

実践紹介・・・・・・・・・・45頁

すべての支援者は権利擁護の担い手として、声にならない「思い」をつなぐ

積極的権利擁護の視点！「権利擁護えびなネットワーク」

- 海老名市社会福祉協議会の取り組み -

基本情報

(平成 25 年度市町村社協活動現況報告書
平成 25 年 10 月)

人口 129,242 人

世帯数 51,835 世帯

高齢化率 20.5%

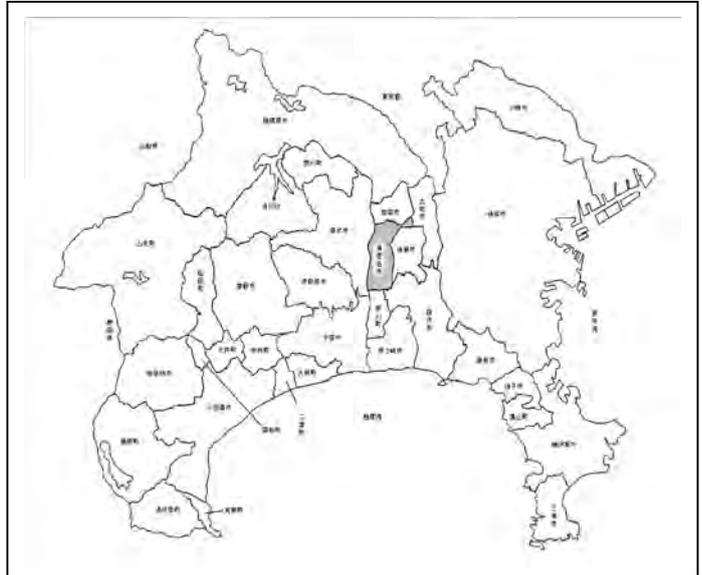
障害者手帳交付者数

・身体障害者手帳交付数 3,135 人

・知的障害者手帳交付数 621 人

・精神保健福祉手帳交付数 706 人

生活保護世帯数 949 世帯



1. “その人らしい生活”を支えることも「権利擁護」

海老名市社会福祉協議会では、第3次地域福祉活動計画(平成22年度～平成26年度)において、「地域福祉活動の推進」を重点事項に掲げ、地区社協の立ち上げや活動の活発化への支援を強化してきました。権利擁護事業は、同計画の中で「福祉サービス利用支援・権利擁護事業」として位置付けられ、「あんしんセンター」で日常生活自立支援事業、法人後見事業、権利擁護相談の3つの事業を中心に実施してきました。

計画開始当時、市社協に寄せられる権利擁護相談は年間10件程度でした。一方で、関係機関等から、「この事例はあんしんセンターの日常生活自立支援事業や法人後見事業の対象になりますか」といった事業の利用に関する相談は非常に多く寄せられていました。日常生活自立支援事業や法人後見事業は、「サービス・制度」として利用には対象要件があり、利用に至らないケースも多くあります。しかし、市社協としては、事業の対象にならなかったケースの中にも市社協がしっかり関わらなくてはならないケースがあると考えてきました。

ある時、進行性の疾病を患っている方の支援機関から、日常生活自立支援事業の利用について相談がありました。本人との面談の結果、本人自身からの利用希望はなく、日常生活自立支援事業の契約は見送ることになりました。しかし、市社協としては本人が地域生活を継続していくうえで、いずればさまざまなサポートが必要になるかもしれないと考え、ケース会議には参加し続けました。そのケース会議の中で、既存の制度やサービスでは対応が難しい本人の日常的な困りごととして「ゴ

ミ出し」が挙げられました。そこで、市社協から地区社協のボランティアに相談してみたところ、すぐに協力が得られることになりました。

また、「あんしんセンター」事業の利用者で在宅から施設入所へ移行した方に継続的に関わる中で、市社協には本人の生活環境の変化がつぶさに見えてきました。そこで本人と地域に住む友人たちとの面会の機会を設けられたらと考え、施設に相談したところ「地域の方が来てくれるならば、ぜひ実現したい」という反応がありました。在宅から施設への移行の際に、時として本人の意思が置き去りにされてしまうことがあります。生活の場がどこであっても「その人の暮らし方を守る」ことが大切であり、声にならない本人の思いを代弁していくことも大事な役割と感じてきました。

2. 「権利擁護えびなネットワーク」の立ち上げ

こうした実践を通して、市社協では権利擁護相談の件数が少ないのは、地域の相談機関が権利擁護の視点でつながっていないからではないかという課題意識にいたりしました。市内のさまざまな相談支援機関の中には、成年後見制度の利用支援や消費者被害への対応だけが権利擁護相談活動だと理解されている向きもあった中、「自分らしく生きる」ことを支えることも「権利擁護」であることを共通理解とし、専門機関・専門職や地域住民が各々の役割を確認し合う場が必要だと感じました。

その“気づき”から市社協では、市内の地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、ケアマネ連絡会、市内で活動する専門職後見人、行政（福祉総務・高齢・障害の各課）に参加を呼びかけ、平成 23 年度に「権利擁護えびなネットワーク」（以下、「えびなネット」）を立ち上げました。「えびなネット」は市内の相談支援機関・専門職と地域住民福祉活動とが、“地域で本人らしく生きることを支える”という「権利擁護」の視点をもってつながり、協働していくことを目的に掲げました。（参考資料 1-1、1-2）

「えびなネット」は、高齢や障害といった分野を越えた横断的な専門職のネットワークづくりから着手しました。市社協では市内の相談支援機関が成年後見制度の市長申立てや利用支援事業についてさまざまな疑問を持っていることを把握していました。「権利擁護」は内容が広範にわたるため、市社協では切り口として、参加者間の共通の課題となる「成年後見制度」を取り上げ、海老名における成年後見制度を今後どう進めていくかをメインテーマとしました。

「えびなネット」の第 1 回目では、成年後見制度を必要としている人が利用しやすい環境をつくるために、行政 VS 相談支援機関という対立構図ではなく、一緒になって考えていく関係性を築くことを呼びかけました。平成 23 年度はネット会議を 3 回開催し、その結果、「市長申立て」「親族申立て支援」「資力のない人の成年後見制度利用支援」という 3 つの課題が明らかになってきました。2 年目にあたる平成 24 年度には、1 年目に抽出された 3 つの課題を整理し、海老名における成年後見制度のあり方についての意見交換を深めていきました。

3. 「本人の側」から制度のあり方を考える視点を

2年目の「えびなネット」では、「後見人候補者の調整会議の持ち方」が大きなテーマにあがりました。特に市長申立てケースでは、事例の困難性、本人の資力の状況などの理由で後見人候補者探し難航することも多く、本人に関わる支援者は「後見人がつく」ことが「ゴール」である、という思いをもってしまふことが少なからずありました。

しかし、「えびなネット」の協議の中で、成年後見制度の利用がゴールではないことが共通理解となり、本人の生活支援のためのケース会議において「なぜ、この本人に後見人が必要で、どのような後見人職務が必要とされるのか。だからどのような特性を備えた後見人が候補者として相応しいか」といった話し合いがしっかりなされ、成年後見制度の利用に結びつくことが大切なのだということが導かれてきました。

現実的には、望ましい後見人候補者の像を描いても実際にすべてのケースでベストなマッチングが叶う状況になるまでにはまだまだ時間を要することでしょう。しかし、制度や支援者側からの視点ではなく、「本人の生活」の側から、制度の利用をどう進めるかを考えていこうという視点は「えびなネット」を通して着実に共有化されてきています。

2年間の実践を通して、「えびなネット」には市内の病院のMSWの参加も得られるようになりました。きっかけは、「えびなネット」のある参加者が医療機関との連携も必要だと考え、既知のMSWに参加を呼びかけてくれたことでした。参加者にとって「えびなネット」への参加が受け身ではなく、主体的にとらえられていることが実感できるエピソードでした。

3年目になる平成25年度の「えびなネット」では、海老名市で「市民後見人の養成事業」が開始されたこともあり、「市民後見人」にまつわる内容をメインテーマとしました。「市民後見人」は地域で成年後見制度を利用しやすいものにしていくための重要な方策ですが、「市民後見人」の養成だけを進めても、制度の利便性を高めることにはつながりません。市民後見人の養成と同時に、相談支援機関相互の高め合いも含め、海老名全体の権利擁護体制をどう構築していくか、相談支援現場の合意形成と課題提起、発信の場として「えびなネット」の本領発揮の機会が到来したといえます。

4. 身近な地域で「権利擁護つなぎ人」

「えびなネット」が描いた権利擁護ネットワークは、専門職ネットワークだけでなく、さらにその先に、専門職のネットワークと地域住民福祉活動とのネットワークとがつながっていくことを目指しています。専門職と地域住民福祉活動とのつながりづくりに向けては、一足飛びに地域住民にアプローチをしていくことは難しいため、市社協では、地域住民により近いところで活動するケアマネジャーや障害福祉の相談支援専門員、デイサービス職員などの専門職を対象に「権利擁護つなぎ人講座」を平成24年度から開始しました。

「権利擁護つなぎ人」講座では、高齢・障害分野の専門職が一つの事例を一緒に検討しながら、顔の見える関係を築くことと同時に、「本人主体」「自己決定支援」といった権利擁護の理念の共有化をはかっています。平成24年度の実践が広がりを生み、平成25年度の講座は、市社協と地域包括支援センターの主任介護支援専門員分科会とのタイアップでの実施となりました。



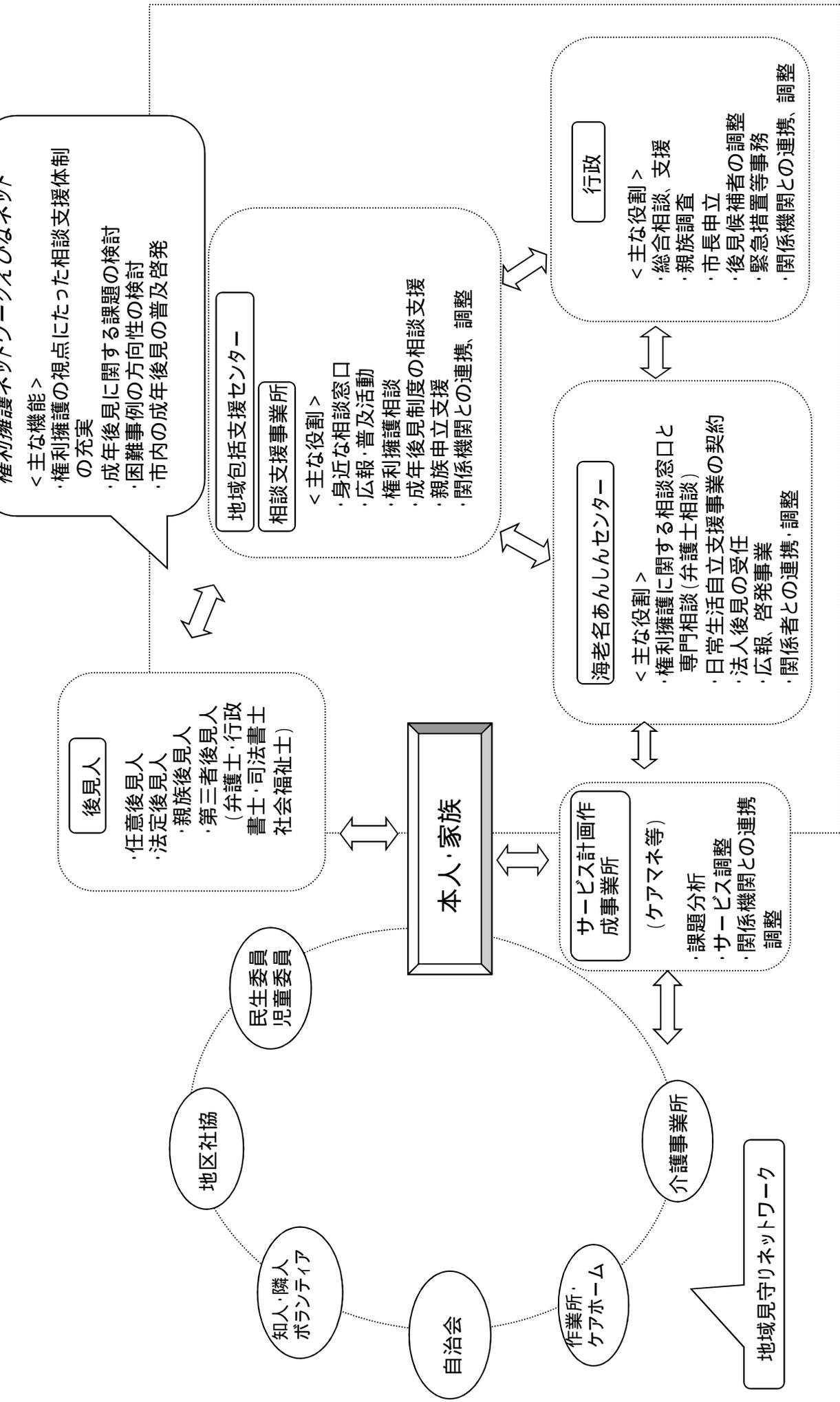
(参考資料 1-3)

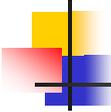
市社協では障害分野の市自立支援協議会の課題別分科会「まもる・つながるチーム」の事務局も担っています。当事者、地域住民、支援者などいろいろな人が参加している自立支援協議会だからこそ聞ける「生の声」をもとに、本人の思いや願いの自己実現ができる地域づくりにも取り組んでいます。市社協では「えびなネット」を起点として「本人の声にならない」ニーズにも目を向ける相談支援の実践と、地域の問題を地域の力で解決していく地域づくりとをつなげ、誰もが地域で“自分らしく普通の暮らし”を送ることができるまちづくりを引き続き展開していきます。

【参考資料】

- 1-1 権利擁護に関する相談支援体制(地域支援イメージ図)
- 1-2 平成23年度第3回権利擁護えびなネットワーク資料
- 1-3 平成25年度えびな地域づくりネットワーク研修「権利擁護つなぎ人講座」チラシ

権利擁護に関する相談支援体制（地域支援イメージ図）





本人の思いを引き出す相談支援の役割

1. 本人の困り感はどこですか？

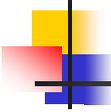
客観的な情報から事実を確認する。

- ・親族や関係機関の困り感が出発点の場合
本人抜きの支援に陥ることも・・・

本人の困り感はどこから発生しているか。

- ・疾病？孤独感？課題の背景に目を向けないと、起きてきた現象に振り回される。

1



2. 本人の意向を確認し、本人の視点で生活課題を捉えていますか。

生活歴や価値観には違いがあってあたりまえ。

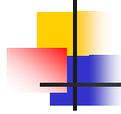
何もかもいい方向に持っていこうと無理していませんか。

支援者の自己満足と本人の自己実現の混同に注意！

介入のタイミング、本人の了解がないと支援が停滞することにもつながります。

複数の支援者で確認しましょう。

2



3. 関係機関で情報を共有したり役割分担を しましょう。

ケア会議を開くことが難しい現状は結果的に一
機関で抱え込まざるを得なくなることにもなります。
まずは、お互いのできることに、守備範囲の確認か
らスタートしてみましよう。

3



えびなネットがめざす「権利擁護ネットワーク」

■ 権利擁護

地域で誰もが自分らしく、誇りをもって地域の一員として普通の暮らしを送ることができるよう支援すること。

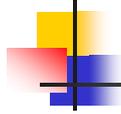
■ 権利擁護ネットワーク

一人ひとりが権利擁護の視点をもって相談を受け止め、多職種協働を働きかけることによって問題解決につなげ、それらの実践が早期発見、予防、迅速な対応に活かされていく相談支援のしくみ。

■ 福祉に関わるすべての支援者は権利擁護の役割をもつ

一つひとつの相談を注意深く受け止め、地域に埋もれている「声にならない声」を汲み取り、権利擁護ネットワークを展開していく責任がある。

4



すべての相談支援の根底にある「権利擁護」

私たちは日々、「こうしたい」「こうなったらいい」という気持ちもちながら生活しています。「周りの人の気持ちを押し量りながら自分の気持ちを伝えていく」という作業は無意識のうちに行われていることかもしれません。

しかし地域には、高齢や障がいにより、自分自身の意思を伝えづらい方がいます。私たち支援者は、本人や家族の「声にならない声」に気づくために、福祉の専門的な関わりとして『相談支援』を行います。

本人や家族の気持ちを代弁しつつ、社会生活とに調整、問題の解決を行っていくことが支援者の役割ではないでしょうか。

5



来年度もよろしくお願いいたします。

6

権利擁護つなぎ人講座

地域で自分らしい生活をおくるためには、様々な場面で本人の意思決定が重要になります。高齢者や障がい者など判断能力が不十分であったり表現することが困難な方への支えとして、身近な地域の相談機関や介護支援専門員、高齢者・障がい者福祉サービス事業所等への期待が高まるところです。

そこで、権利擁護の理念を共有化し、具体的なスキルを身につけること、実用的なネットワークを築くことを目的に本研修を開催いたします。

<プログラム>

〔第1回〕 10 / 21 (月) 13:30~16:00	《制度へのつなぎ》 「成年後見」申立を体験してみよう	消費被害により成年後見の必要な本人の事例を通して早期対応、予防的な対応の重要性を確認します。(権利侵害に陥らせない、深刻化させないために必要な援助者の視点とは?)
〔第2回〕 11 / 14 (木) 13:30~16:00	《本人の”思い”のつなぎ》 「自己決定」の支援ってなんだろう	借金を繰り返しつつ「自由がいい」と支援を拒む事例を通して「本人主体」と援助者の役割を考えます。(本人自身が問題解決を図る過程を援助者はどう専門的に支えるか?)
〔第3回〕 12 / 18 (水) 13:30~16:00	《関係機関とのつなぎ》 家族も「当事者」・・・ ～家族支援のアプローチ～	援助者という位置づけにしていまいがちな家族の存在も、「家族の歴史」の中には援助者のさまざまな想いも。家族間で行き詰まっている関係性を変えていくちょっとした介入(きっかけ)とは。

できるだけ3回連続受講をお願いしますが、各回ごとの受講も可能です。

講師:横浜弁護士会 千木良 正弁護士
神奈川県社会福祉士会 梅田滋社会福祉士、伊藤久江社会福祉士

対象:居宅介護支援専門員、地域包括支援センター、障がい福祉サービス提供事業所
相談支援事業所、行政職員等

定員:各回30名程度

参加費:無料

場所:海老名市立総合福祉会館

申込期限:平成25年9月30日(月)

申込方法:裏面FAX送信票にてお申込ください



問合せ先:海老名市社会福祉協議会 地域福祉課 担当:白倉・明田川
電話 046-232-1600

主催:海老名市社会福祉協議会 かながわ権利擁護相談センターあしすと
協力:海老名市地域包括支援センター主任ケアマネ分科会

平成25年度えびな地域づくりネットワーク研修

権利擁護つなぎ人講座 参加申込書

送付先:FAX 046 - 232 - 9561

海老名市社会福祉協議会 地域福祉課 白倉宛

氏名	所属機関名	職種	(出席する回を で囲ってください)
			第1回 第2回 第3回

申込による個人情報については、参加者名簿のみに使用します。

講師に聞きたいこと、困っている事例、支援上悩んでいること等あればご記入ください。

権利擁護の推進にむけた「旗振り役」と「伴走役」として
機能するネットワークへ！「伊勢原成年後見・権利擁護サポート連絡会」

- 伊勢原市社会福祉協議会の取り組み -

基本情報

(平成 25 年度市町村社協活動現況報告書
平成 25 年 10 月)

人口 99,260 人

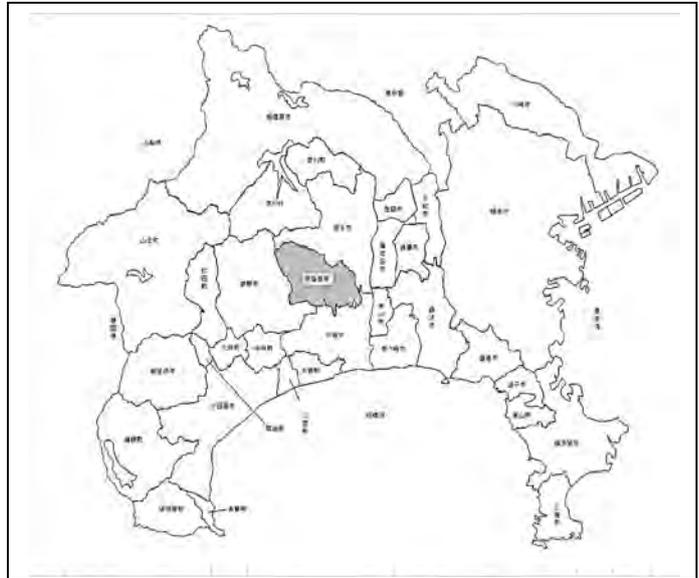
世帯数 42,041 世帯

高齢化率 21.7%

障害者手帳交付者数

- ・身体障害者手帳交付数 2,743 人
- ・知的障害者手帳交付数 594 人
- ・精神保健福祉手帳交付数 564 人

生活保護世帯数 767 世帯



1 . 繰り返される困難事例 - 高齢者虐待防止ネットワークの検証

伊勢原市社会福祉協議会では、平成 20 年度に法人後見事業、平成 21 年度に地域包括支援センターを受託したことを契機として、地域の権利擁護システムの課題を把握し、その解決手段として自主的に取り組みを開始したことが、権利擁護の推進に深くかかわるきっかけとなりました。これらの権利擁護関係事業の実施を通して、本人や世帯に多くの関係機関が関わっているが、成年後見制度の利用につながった時点では権利侵害が深刻化してしまっているケースが繰り返し発生している状況がみえてきました。市には高齢者虐待防止ネットワークが設置されていましたが、実質的なしくみとして機能を発揮できていませんでした。

虐待の深刻化や対応の遅れは本人がこうむるダメージの拡大はもとより、対応する専門職にとっても多くの時間と労力を必要とします。市社協では、困難事例が繰り返し発生している状況を重く受け止め、平成 22 年度に「伊勢原市高齢者虐待防止ネットワーク推進委員会」(以下、「委員会」)の事務局を担い、ネットワークの検証に着手しました。委員会では、関係機関へのアンケート調査や事例検証などの課題整理をもとに、行動計画(年次計画)「機能するネットワークプラン」を策定しました。プランでは早急に取り組むべき課題として「虐待防止ネットワークの構築」と「ノウハウの蓄積と専門性の向上」の 2 つを挙げ、各機関の役割と具体的に取り組むべき内容を提示しました。その結果、行政内部に市独自で「弁護士ホットライン」体制を整備したり、虐待対応スキルの向上

のための計画的な研修体系を設けたりなど、様々なしくみづくりにつながりました。

障害者虐待防止法の施行前には、こうした高齢者虐待防止ネットワークの検証結果を障害福祉の関係者が学ぶ機会を設けました。先行した高齢者虐待防止の成果と課題を障害者虐待防止の取り組みに反映させるとともに、虐待防止の基本目標やスキームの共通性もふまえ、伊勢原市では平成 24 年度より高齢者虐待防止ネットワークと障害者虐待防止ネットワークとを一本化して取り組みを進めています。

2 . 関係機関が課題を共有し、相互に高め合う場づくり

平成 20 年から開始した市社協の法人後見事業は、受任対象を市長申立て案件に限定、他の専門職では対応がしにくい低所得の方、虐待事例などの行政との緊密な連携が必要なケースなど、困難性の高い事案の受任という「セーフティネット」の役割を担ってきました。市内で活動する専門職後見人は少なく担い手は限られ、また、支援者のチームが形成できていない事例も多く、後見人にかかる負担は非常に大きいものがありました。また一方で、成年後見制度を必要としている人にきちんと支援が届いているのかどうか、潜在的な利用者も含めた需要や相談支援機関における成年後見利用の相談支援の状況がみえないという問題も実感していました。(参考資料 2-1)

そこで、市社協では、成年後見制度の担い手（行政書士、NPO、社協）と「相談支援機関（行政、地域包括支援センター）」とがともに伊勢原市における成年後見制度の活用に関する課題共有と対応方法を検討する場として、平成 22 年度に「伊勢原市成年後見サポート連絡会」を立ち上げました。「連絡会」が 3 年目を迎えた平成 24 年度からは、メンバーに障害福祉分野の相談支援機関（行政、障害者相談支援事業所）も参加し、名称も「伊勢原市成年後見・権利擁護サポート連絡会」と改め、成年後見制度と虐待対応を含めた「権利擁護」のネットワークとして位置付けました。高齢、障害、成年後見・DV 及び生活保護担当の行政各課と高齢・障害の各分野の相談支援機関、専門職後見人が一堂に会して、縦割りでは無い「人」を中心としたネットワーク形成をはかってきました。

平成 24 年度の連絡会では、虐待防止における課題の共有化のほか、事例検討に重点をおいて実施し、分野を越えた専門機関・専門職同士の“顔の見える”関係づくりは進みました。しかし、一方で、依然として、個別の事例への支援においては、積極的な介入ができず、深刻化してからの対応になっていたり、同じような事例が繰り返し起きていたりなど、事例検討の結果が次なる事例の発生時の対応に結びついていない、ネットワークがあっても実際のケース支援対応の中でうまく活用できていないという状況も見えてきました。そこで、平成 25 年度の連絡会では、参加者が主体的に取り組めるよう、参加者の困り感の抽出、検証からスタートしました。(参考資料 2-2)

3. 「市民後見人養成」を契機として、権利擁護支援体制のビジョンを描く

実践の中で、事例の困難化を招いている要因は、単に支援者の資質の問題ではなく、定期的な人事異動等を背景とした行政機能の限界、介護保険制度をはじめとするサービスの多様化がえってニーズ中心の支援体制をとりづらくさせているという、仕組みの問題、構造的な課題が大きいことが明らかとなりました。市社協では、早期発見・対応や予防の仕組みを進めるには、「権利擁護」の看板を掲げた新たな地域資源(機能)の創出の必要性を実感してきました。

伊勢原市では、第5次総合計画及び第3期地域福祉計画に「市民後見人の育成」が掲げられており、平成26年度に市民後見人養成基礎研修、平成27年度に実践研修の実施が計画されています。市民後見人の養成にあたっては、継続性、専門性を備えたバックアップ体制の確立が重要視されており、市民後見人の養成検討は、必然的に伊勢原市における成年後見制度のあり方に大きく関わってきます。市と市社協では平成24年度から内部で協議を進めていましたが、市社協ではこの機会を伊勢原市における成年後見・権利擁護の推進のための中核機能(センター機能)の必要性について合意形成をはかっていく契機ととらえ、平成25年度に市から市民後見人育成事業を受託し、伊勢原市における成年後見事業のあり方について検討を行いました。

この新たな仕組みづくりの上では、合意形成を重視して、丁寧にステップを踏みました。市民後見人の仕組みができたとしても、相談支援機関の理解がなければ利用されず、機能しないため、「成年後見・権利擁護サポート連絡会」の場面を活用し、市民後見人養成・活動支援の先行事例を学ぶ場を設けました。また、成年後見に関する相談支援機関のニーズの確認やセンター機能への期待の把握、一方で、各団体の本来の役割の再確認と発信など、共通認識づくりと合意形成を進めました。また、市社協から市に提案して、市と市社協の話し合いの機会を継続的に設け、「伊勢原市成年後見事業あり方検討会」(市委託事業)には行政の管理職者に委員として参画してもらいました。

こうした動きと並行して、市社協の新たな地域福祉活動計画(平成25年度～平成29年度)において「成年後見・権利擁護の利用促進」を位置づけ、市社協の組織内部でも2年をかけて役職員の共通理解をはかってきました。

さらに市民後見人養成計画をふまえ、法人後見の受任要件の拡大とともに継続的な事業運営のために、次世代の職員にも立ち上げ当初の事業の理念や関係者の思いを引き継ぐことを意識して、「伊勢原市成年後見事業あり方検討会」には関係業務を担当する全職員参加の体制を組み、平成26年3月に「(仮称)成年後見・権利擁護推進センター構想」をまとめました。



4. 「旗振り役」と「伴走役」として「社協」の役割発揮

市社協では、高齢者虐待防止ネットワーク推進委員会の事務局、成年後見・権利擁護サポート連絡会の事務局を担ってきたほかにも、市民向けの成年後見制度の普及啓発講座や専門職のスキルアップのための成年後見研修の継続的な開催など、これまでも伊勢原における権利擁護推進の中核組織の役割を実質的に果たしてきました。市社協の日常生活自立支援事業の契約者数は県内 2 位(平成 25 年 6 月時点、政令市除く)であることが示しているとおり、「センター」という「看板」こそ掲げていないものの、市内の関係機関には「とりあえず社協に相談してみよう」という流れができています。

市社協では、こうした実践の蓄積を下地に、「困ったらいつでも市社協に相談に来て」ということを、いま以上に、かつ組織的に行っていくことができるために継続性・専門性を備えた「センター」を打ち立てることをめざしています。「(仮称)伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター」構想においては、「権利擁護事例のケース検討(常設を想定)」を役割機能として明確に打ち出し、相談支援現場を具体的にバックアップし、予防的支援を進めるための手立てを構想しています。(参考資料 2-3)

最も優れた権利擁護の取り組みは“権利侵害を起こさせない”ことだと言われています。これまでに虐待事例への対応を数多く実践してきた市社協ならではの積極的な姿勢が表れています。新たな地域資源となる「センター」を支援者の「旗振り役」と「伴走役」として位置づけ、住民一人ひとりの暮らしを守り、その人らしい生活を地域で支える実践を展開していくために、ネットワークの要として、市社協の取り組みは次のステップへと踏み出しています。

【参考資料】

2-1 伊勢原市社会福祉協議会 成年後見制度関連事業の概要

2-2 成年後見・権利擁護サポート連絡会(平成 25 年度第 1 回)

「伊勢原における成年後見の推進にむけて」～グループワークからみえてきた地域課題～

2-3 (仮称)伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの機能(案)

伊勢原市社会福祉協議会 成年後見制度関連事業の概要

第1回伊勢原市社会福祉協議会
成年後見事業あり方検討会資料より抜粋

1

法人後見事業

実施経過

平成19年度 伊勢原市より市長申立て案件の受任について打診。
組織内部での検討・行政と社協職員向け研修会の実施

平成20年度 法人後見事業開始

対象:市長申立て かつ 身上監護中心で、
後見人報酬の支払いが困難である方。

〔* 居住用の土地家屋があるが、売却等により
生活費として活用ができない方を含む。〕

平成25年8月1日現在 受任件数

後見3件(高齢者)、保佐1件(高齢者)

医師、弁護士、学識経験者
民生委員、行政を委員として
事業をバックアップ

受任調整の方法

市担当CWと事前協議 法人後見事業審査会

市成年後見制度審判申立ての要請に関する審査委員会

2

受任した事例

—省略—

3

市民後見人の活用についての課題

D型(社協の支援員)として、市民後見人養成研修受講者を受入するためには...

現在、法人後見で受任している事案は、親族関係で、長年の経過から生じたデリケートな課題を抱える方が多く、そこに同じ地域に住む市民(市民後見人)が関わることは難しい。

社協法人後見事業の体制を再度検討する必要がある。

・社協内部の体制整備

(職員体制や支援員の年齢要件や管理体制等雇用受入体制など)

・受任要件の検討(障害者の後見人の受け皿等)

・利益相反(受任件数増加により社協が実施している福祉サービスや貸付事業に対する契約の問題)

4

後見人の養成について 今後の取り組み予定

平成25年度 あり方検討会の設置 年4回開催
法人後見事業の受任範囲、市民後見人の養成と支援体制、
後見人の推薦機関、権利擁護に関する包括的な相談体制の
整備等

平成26年度
市民後見人養成講座(基礎編)
支援員受入体制整備

平成27年度
市民後見人養成講座(実践編)
支援員実習受入・選考

5

地域のネットワークづくり

平成22年度～ **成年後見関係機関連絡会**

(背景) 当時、市域全体の成年後見制度活用の実態や必要量について
把握ができていなかった。

・担い手側と申立て側の調整機能が無かった。

(目的) 成年後見制度に関わる機関の情報・課題共有と課題解決を
目的として開催。

(構成員) 後見の担い手 NPO法人2団体、社協

申立て機関 行政(高齢、障害、生活保護、申立て担当課)

(内容) 各団体の取り組み状況と課題

伊勢原市の成年後見に関する課題 等

6

平成23年度

〈課題〉相談機関が必要な時に、正しく成年後見制度につなぐことができない。
= 対応の遅れ

連絡会の構成員に地域包括支援センターと障害福祉相談室を加える。

〈構成員〉後見受任機関・相談機関 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター-神奈川県支部、NPO法人地域福祉を考える会、社協

・申立て・相談機関 行政(高齢・障害・生活保護、申立て担当課)

・相談機関 包括(4)、障害者相談支援事業所(4)

〈内容〉・制度を支えるためのそれぞれの役割について

・事例検討と課題の共有

平成24年度～ **成年後見・権利擁護サポート連絡会** 年5回開催

〈背景〉障害者虐待防止法の施行にあたり、虐待対応を含めた権利擁護と成年後見制度に関する連絡会として再編し実施。

オブザーバー あしすと、弁護士(県内4市あしすととの協働事業)

7

高齢者・障害者の法律相談 月1回 相談員:弁護士
成年後見相談 月1回

相談員:一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター-神奈川県支部

成年後見関係講演会・研修会

一般市民向け、専門職向け 各 年1回



8

成年後見・権利擁護サポート連絡会(平成25年度第1回)

「伊勢原における成年後見の推進にむけて」
～グループワークから見えてきた地域課題～

〈日常業務で抱えている〉
支援者「個人」の課題・悩み
「組織」的な課題・悩み
「他機関連携」における課題・悩み
様々な立場で、自由に意見を出し合い、
解決策の検討を行った。

平成25年6月12日(水)開催



第1回伊勢原市社会福祉協議会
成年後見事業あり方検討会資料より抜粋

1

平成25年度 成年後見・権利擁護サポート連絡会でのしかけ
「なぜ、関係機関でグループワークを行ったのか・・・」
(仮称)成年後見・権利擁護推進センター
設置にあたり関係機関との合意形成を
図ることが目的

- ・しくみづくりの段階から関係機関が参画すること
によって、「自分たちも一緒に作ったしくみ」である
という愛着感を持ってもらうことが大切！
- ・より良い連携のためには、しくみづくりの意義を
理解して共有し合うことが大切！

いかに多くの人や機関と運命共同体に
なり「しくみ」を作り上げていくことができるか²

サポート連絡会 平成25年度の取り組み

(参加者)

行政：介護高齢、障害福祉課、生活福祉課、福祉総務課 土業：コスモス成年後見サポートセンター
 地域包括支援センター(4カ所)、障害相談支援事業所(4カ所)、社協
 オブザーバ：かながわ権利擁護相談センターあしすと(職員1、社会福祉士派遣1)

- 第1回** 平成25年6月12日 グループワーク **ねらい**
 「伊勢原における成年後見の推進に向けて」 **相談機関職員の困り感を
 解決するしきみを自ら考える**
- 第2回** 平成25年9月11日 DVと高齢者虐待・障害者虐待の関係性について
 講師：弁護士
- 第3回** 平成25年12月10日 グループワーク **ねらい**
 (仮称)成年後見推進センターの必要性 **第1回のふりかえり
 基本機能の理解
 検討過程を共有
 関係機関の役割
 の理解**
 成年後見推進センター先進事例紹介
 伊勢原市成年後見事業あり方検討会の実施状況について
 グループワーク 成年後見推進センターが設置された時の
 それぞれの役割について

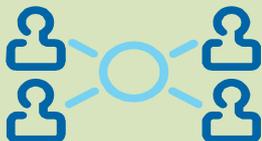
3

第1回目のグループワークでは…

参加者の事前アンケートから課題を整理

日常のニーズの把握により、
 参加者の回答は事前に想定

ネットワークによる支援



問題の複雑化
 ・多問題世帯
 ・制度のはざま
 ・本人の意向確認の
 難しさ

問題解決のための有効な1つのツール
「成年後見」
 でも、現場での課題・悩み・使いにくさ…

連携の課題、悩み
 ・相互の役割の理解
 不足
 ・捉え方のズレ

・支援の基盤となる
ネットワーク形成の課題

4

グループワークから 一部抜粋

申立てに時間がかかる

- ・申立てに時間がかかり、その間に重度化してしまう。
- ・後見人の選任に時間がかかる。
- ・経済状況や生活状況の把握に時間がかかる。
- ・親族調査に時間がかかる。
- ・組織全体に業務量が多く、日常業務の処理に追われ、申立て準備が遅れる。

費用の問題

- ・申立て費用を工面できない人がいる。
- ・後見人報酬が支払えない人がいる。
- ・生活保護制度では扶助できないため、後手にまわるのではないか。

5

グループワークから 一部抜粋

支援者のスキル・アセスメント

- ・アセスメント能力、判断力に差がある
- ・後見制度の知識不足
- ・事務手続きが煩わしく、知識も必要で、敬遠してしまう。手続きを支援してもらおうとお金がかかる。
- ・本当に後見が必要なのか迷う
- ・本人や親族の意向確認が難しい
- ・問題が表面化してからの対応となりがちで、予防的な介入ができていない。

成年後見制度に関わる業務は、日常業務のなかではごく一部であり、常に対応する業務ではないことから、どの機関においても、**技術の積み上げがされにくい**という背景が見受けられた。
その結果、本人や親族に制度の必要性や必要な手続きについても上手く伝わっておらず、**速やかな申立てに進まない**現状があるのではないか。

6

グループワークから 一部抜粋

後見人(受任者)

- ・安心して身上監護を任せられる人材の確保
- ・第三者後見人の不足
- ・後見報酬を支払えるだけの資力の無い人の後見人が不足
- ・受任者を養成する機関が必要

制度理解

- ・制度の相談窓口の周知が必要
- ・制度の相談体制の充実が必要
- ・関係機関の職員の研修が必要

既存のしくみで運用していくことに**限界**がきている。
「人材」「機関」ともに、**新たな社会資源が必要**となっているのではないか。

7

成年後見制度の推進のために

現場発信の提案

成年後見専門の相談センターの設置

- 「制度の活用へとつなげるためには、旗振り役が必要」
- 「分担が決まったら皆で協力しよう！」



ネットワークの推進

- ・専門職それぞれの持ち味を活かして、日常の連携が必要。

8

(仮称)伊勢原市成年後見・権利擁護推進センターの機能(案)

第3回成年後見事業あり方検討会資料より

《役割》・見守りから後見までを担うワンストップセンター
・市民後見人の養成・育成・活用支援

参考資料 2-3

下線部分は、伊勢原市社会福祉協議会で既に実施している事業内容
平成25年11月時点での将来構想であり、今後、変更する場合があります。

項目	内容	備考
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> 一般相談(職員対応) 制度概要や手続きについて 専門相談(毎月1回)(弁護士、行政書士、税理士) (<u>成年後見相談(行政書士):平成17年度~</u> 高齢者・障害者の法律相談(弁護士)平成22年度~) 	[対象] 本人・親族・行政・相談機関 及び後見人(親族・市民後見人)
普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 講演会・研修会の開催 ・出前講座 広報・ホームページ・リーフレット等の活用 	[対象]一般市民向け・専門職向け
ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域のネットワーク構築(平成22年度~) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 地域の課題の共有、解決方法の検討 個別支援に関する事例検討 先進事例の研修等 </div>	既存の「成年後見・権利擁護サポート連絡会」機能を活かし制度の枠を超えたネットワークを構築 構成員:専門職団体、相談支援機関(包括、障害)行政
申立て支援	<ul style="list-style-type: none"> 親族申立て書類作成支援 市長申立て調査・書類作成支援 	
市民後見人活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 市民後見人養成研修 (市民)後見人現任研修 市民後見人懇談会 市民後見人業務の日常活動支援 (定期的な活動内容の確認と相談) 関係機関との顔合わせ・カファルス 貸金庫・保険の対応 	<ul style="list-style-type: none"> 運営経費については、市の補助(又は委託)に加え、登録している市民後見人が後見報酬を得られた場合には、一定割合をセンターに納入するシステムを構築を検討する。(後見監督に就任しない場合) 後見監督の場合は任意での寄付等
親族後見人活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 書類作成支援 福祉サービス等利用支援 	・住民(親族間)のエンパワメントを活かし後見人不足への対応
ケース検討 予防的な介入のために、最も重視している機能	<ul style="list-style-type: none"> 予防・早期対応 成年後見、虐待疑いなど、関係者の気づきレベルで対応を協議する常設ケース検討の場の提供 成年後見利用事例の検証 モニタリング機能、再発防止のための検証 	<ul style="list-style-type: none"> 支援者(専門職)の伴走機能 オブザーバーとして弁護士、社会福祉士等専門職の確保のための予算措置を要する。
後見人候補者の管理	<ul style="list-style-type: none"> 受任調整会議 市民後見人バンク 人材登録と推薦機能 	・当面は、市民後見人の受任調整のみ
後見人 後見監督人	<ul style="list-style-type: none"> 法人として後見活動を実施(平成20年度~) 後見監督人は、主に市民後見人が単独で活動する際、家庭裁判所から選任された場合に実施 	件数増加に伴う人員体制と社協事業との利益相反、365日対応、市民後見人の不誠実行為に対する賠償責任保険などの対応が課題
成年後見 ファンド	成年後見推進にかかる財源を確保するためのファンドの運営	既存の「善意銀行」「社会福祉基金」「社協賛助会費」などとの整理が必要

個別支援を起点に、統括的な地域包括支援センターとしての実践を展開

「地域」を基盤に！「福田北（大和市社協）地域包括支援センター」

- 大和市社会福祉協議会の取り組み -

基本情報

（平成 25 年度市町村社協活動現況報告書
平成 25 年 10 月）

人口 231,822 人

世帯数 104,421 世帯

高齢化率 20.6%

障害者手帳交付者数

・身体障害者手帳交付数 5,897 人

・知的障害者手帳交付数 1,408 人

・精神保健福祉手帳交付数 1,151 人

生活保護世帯数 2,809 世帯



1. 「統括的役割」の発揮として

大和市社会福祉協議会の運営する地域包括支援センターは、大和市内に 9 か所ある地域包括支援センターの一つとして、大和市の「福田北地区」エリアを担当しています。地域包括支援センターとして一つの担当エリアにおける地域包括ケア体制の構築を目指すとともに、「社協」の役割発揮として市内全体の地域包括支援センターの機能強化に向け、実践スキーム（計画）を先駆けて展開して全体への普及・普遍化をすすめるなど、市内地域包括支援センターの統括的な役割も担っています。

また、福田北地域包括支援センターでは大和市のケアマネジャー連絡協議会や大和保健医療福祉ネットワークといった市内の専門職ネットワークにも研修企画担当や運営委員として参画し、虐待防止や司法分野との連携をテーマにした権利擁護研修を提案するなど各団体のバックアップをはかっています。また、市社協内ではあんしんセンター（生活支援課）において、日常生活自立支援事業を実施、さらに法人後見事業の立ち上げも進めており、あんしんセンターとの連携も図りながら権利擁護の推進に取り組んでいます。

2. 「ケアマネサロン」から「専門職のつながりづくり」

福田北地域包括支援センターがある「まごころ地域福祉センター」建物内には 1 階に地域包括支援センターと高齢者デイサービスセンター、2 階には子育て支援センターがあり、地域住民が日常的に訪れます。市内のケアマネジャーが訪れる機会も多く、顔を合わせた際のやりとりからケアマネ

ジャーが利用者支援について同じような悩みを抱えている状況を把握しました。一人職場のケアマネジャー事業所も多いことからケアマネジャー同士の情報交換や仲間づくり、地域包括支援センターとの間での「相談しやすい、顔が見える関係」づくりの必要性を実感し、平成 20 年度からケアマネジャーの定期的な情報交換・学びの場として、自主事業で「ケアマネサロン」を開始しました。

「ケアマネサロン」は、ケアマネジャーだけの学びの場である「ケアマネサロン」と、利用者支援に密接に関連する医療、保健、栄養や司法などの他分野・領域の専門職を交えて学び合う「ケアマネサロン plus」の 2 つがあり、あわせて年 6 回開催しています。周辺医療機関の M S W との情報交換会や担当エリア内の総合病院の M S W ・リハビリ担当者・外来看護師等多職種との事例検討会、「薬と栄養」をテーマに調剤薬局や管理栄養士の団体との情報交換会など、ケアマネジャーが利用者支援を円滑かつ手厚く行えるよう、様々な工夫を取り入れながらバックアップを行っています。地域包括支援センターが窓口として明確になっていることで、「介護」との連携を望む他分野の専門職から「情報交換をしたい」「相談しやすく、活用できるネットワークをつくりたい」という相談が寄せられることもあります。(参考資料 3-1)

また、制度や対象者の枠を越え、市内の高齢分野と障害分野の専門職の連携を目指して、平成 24 年度にはケアマネジャー、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、行政、社協がともに学び合う「虐待ケース対応スキルアップ連続研修」を開催し、虐待事例への対応強化や早期発見・見守りといった支援の視点について共有化をはかりました。平成 25 年度には、福田北地域包括支援センターの担当エリア内には知的障害のある人のグループホームが多いことから、近い将来に地域



の課題となることが予測される「高齢化した知的障害者への支援」をテーマに取り上げました。高齢分野の介護保険法と障害分野の障害者総合支援法ではサービス提供内容や支援の手法などに違いがあり、利用者にとっては混乱を感じる一因となっています。制度やサービスに生活を合わせるのではなく、生活に制度やサービスを合わせていく、という生活支援の基本的視点を高齢分野、障害分野の専門職と一緒に確認しました。(参考資料 3-2)

3 .「アウトリーチ」で「地域」での暮らしを支える

福田北地域包括支援センターでは、地域に向けた取り組みとして、福田北地区社協が主催する月一回 4 か所の高齢者サロンに地域包括支援センターの 3 職種が全会場に出席しています。サロンには固定のプログラムはなく、参加者はゆったりとお茶を飲みながらおしゃべりを楽しんでおり、その輪の中に地域包括支援センターのスタッフも溶け込むように参加しています。サロンでのおしゃべりから、地域の中の“困りごと”や“地域の旬な情報”を積極的に拾い上げることや地域住民活動のキーパーソンとの敷居のない関係づくりをはかってきました。

また、大和市では、市社協から地区社協への委託事業として「ふれあい訪問」を展開しています。「ふれあい訪問」は一人暮らしの高齢者を対象に地区社協のボランティアが月2回（原則）日にちを決めて訪問し、その生活を見守る取り組みです。福田北地区社協では、「ふれあい訪問」の対象になっている個別ケースの検討をしており、ケース会議には福田北地域包括支援センターからも職員が参加しています。この取り組みを通して、地区社協関係者がこれまで以上に個別ケースに関わるようになり、早期発見や予防・見守り支援の質が高まっています。また、地区社協と地域包括支援センターとの協働も促進されてきました。

「ふれあい訪問」の対象者の一人である高齢者Aさんの認知症が進行し、記憶力が低下して家の鍵を失くしたり、時間の感覚がわからなくなって明け方に近所の家を訪問したりなど、様々な“困りごと”が続けて起こるようになりました。「ふれあい訪問」の担い手である地区社協関係者からは、「今後、Aさんにどのように関わっていったらよいのか」という戸惑いが聞かれるようになりました。一方で、Aさんの隣近所には、Aさんに将来の自分を重ね合わせて見ている地域住民の姿も多数ありました。福田北地域包括支援センターと市社協の地区社協担当部門では、Aさんをこの地域で支えていくことは、この地域の支え合いの力を高めることにもつながると考えました。そこで、地区社協主催のケース会議で「専門職としてこの先もAさんにはしっかり関わっていくつもりでいる。地域の方にはできる範囲でのAさんへの関わりを続けてもらえたらと思っている」というメッセージを伝えました。この「一緒にやってみましょう」という専門職側からの発信が地区社協関係者の背中をそっと押すことになりました。Aさんは認知症が進行し、在宅から施設へと生活の拠点を移しましたが、福田北地域包括支援センターではその移行のプロセスも地域住民に見守ってもらいつつ、一緒に考えてもらうように心がけました。施設に移ったAさんへの関わりを地域住民の方々が見届けることは、この地域の支え合いの力を高めるうえで大きな意味をもつことでしょう。

4. 「地域ささえあい会議（地域ケア会議）」で個と地域の一体的支援を展開

地区社協主催のサロンやケース会議への参加といったアウトリーチによる支援と並行して、福田北地域包括支援センターでは、「地域ケア会議」に相当する「地域ささえあい会議」にも積極的に取り組んできました。「地域ささえあい会議」は、本人の支援チームづくりや地域の理解を広げていくことが必要な事例を中心に、ケアマネジャーへのスーパーバイズ支援、フォーマルサービスの関係者とインフォーマルサービスの関係者をつなぐ場として、必要な時にはいつでも地域包括支援センターが旗振り役となり、地域住民も含めた多職種での会議を開けることを地域に向けて周知してきました。「地域ささえあい会議」の開催は平成23年度から平成25年度の3年間で8回を数えます。

難病を抱える本人の「地域ささえあい会議」では、ケアマネジャー、訪問看護、訪問介護、配食サービス、福祉用具レンタルなどの事業所、民生委員児童委員、行政、地域包括支援センターなどがテーブルを囲みました。会議では本人と親族の思いを聴きながら、保健福祉事務所の保健師と訪問看護事業所が本人が地域での暮らしを続けていくためにどのような支えを必要としているかを他の支援者に伝え、関わる支援者が各々にどのような役割を担っていくかを話し合いました。ともする

と支援者が先回りして安全対策を講じることに視線が向いてしまいがちな中、本人の疾病に関する情報を共有し、本人の意向をふまえながら支援をしていく、という支援の根幹部分を確認し合いました。こうした「場」が持てたことで、本人・親族と支援者がともに抱えていた、「疾病によってどのような生活のしにくさが生じるのかわからない」という不安の解消につながりました。

「地域ケア会議」は機能として、個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能の5つが示されていますが、福田北地域包括支援センターでは、地域住民に向けて、「地域ケア会議（地域ささえあい会議）」を「地域の中で困りごとを抱えているAさんをどのようにしたら支えられるかを、本人・家族と専門職だけでなく同じ地域に暮らす人も一緒に参加して考えていくこと。そして同時に、地域の中でAさんと同じような困りごとを抱えている人に気づき、Aさんを支えるために考え出した支援の方法が、第二・第三のAさんにも応用できないかについても一緒に考えていくこと。こうした取り組みを積み重ねていくことで地域の問題の発見や新たな支援の仕組みづくりにつなげ、地域における支えの力が強まっていく」ための“しくみ”だと説明しています。（参考資料3-3）

「地域」を基盤に、「個」を支える支援と「地域づくり支援」、そして「福祉のまちづくり」までを視野に入れた展開は、「地域包括ケアシステムの構築」と「地域福祉の推進」とは深く重なり合うものであることを実証しています。「個別支援」を出発点に「地域福祉」へ、福田北地域包括支援センターの実践はますます積極的に進められていきます。

【参考資料】

3-1 平成 25 年度 福田北(大和市社協)地域包括支援センター ケアマネサロン及び
ケアマネサロンplus実施要領

3-2 平成 25 年度 第 2 回大和市社協地域包括支援センター ケアマネサロンplus実施要領

3-3 地域福祉推進セミナーやまと 2014 資料 地域のみんなで考える地域ケア会議等の取り組み
～地区社協ふれあい訪問と連携した高齢者支援～

平成25年度 福田北(大和市社協)地域包括支援センター ケアマネサロン及び
ケアマネサロンplus実施要領

1 目的

地域包括支援センターに求められている機能の一つである、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務では、地域の介護支援専門員を支援して、そのケアマネジメント力を高めていくことが求められています。

日々の業務においては、地域の介護支援専門員から、複雑な生活課題等を抱える利用者に対する支援の方針や具体的ななかかわり方への助言や同行訪問、また、インフォーマルサービスに関する情報提供を求められたりすることがあり、そのニーズは次第に増加してきています。さらには、さまざまな関係機関との連携を深めていきたいとの課題認識も強まってきています。

そこで、地域の介護支援専門員が抱えるこうした課題を解消し、ケアマネジメントの実践力を高めることを目的に、介護支援専門員相互の情報交換の機会として「ケアマネサロン」を実施します。また、これに関連して、介護支援専門員と関係機関とのネットワーク構築を図る機会として「ケアマネサロン plus」を実施します。

2 実施日と内容

	実施日時	実施内容
第1回	平成25年 4月24日(水)午後1時30分～3時	ケアマネサロン
第2回	平成25年 6月20日(木)午後3時～5時	ケアマネサロン plus
第3回	平成25年 8月21日(水)午後1時30分～3時	ケアマネサロン
第4回	平成25年10月17日(木)午後1時30分～3時30分	ケアマネサロン plus
第5回	平成25年12月16日(月)午後1時30分～3時	ケアマネサロン
第6回	平成26年 2月28日(金)午後1時30分～3時30分	ケアマネサロン plus

3 場 所

大和市まごころ地域福祉センター 2階(柳橋2-11)

4 対 象

福田北地域包括支援センターが担当する地域()に住む利用者を担当する居宅介護支援事業所等の介護支援専門員等

柳橋2・3・5丁目、福田1～8丁目(平成25年10月現在)

(オブザーバーとして、市職員や他の地域包括支援センター職員等が参加することもあります。)

5 主な内容

毎回テーマを定めて、以下の内容を中心に実施する。

- (1) 介護支援専門員相互の情報交換
- (2) 個別のケース検討と地域課題の抽出(地域ケア会議)
- (3) 関係機関との情報交換
- (4) 地域包括支援センター等からの情報提供
- (5) その他

6 主 催

社会福祉法人大和市社会福祉協議会まごころセンター
(福田北地域包括支援センター)

平成25年度 第2回福田北(大和市社協)地域包括支援センターケアマネサロンplus実施要領

1 目的

福田北地域包括支援センター(大和市社協地域包括支援センター)の担当圏域である小田急線桜ヶ丘駅の西側には、知的障がい者を主な対象にした日中活動の場、生活の場などの社会資源・福祉サービス等が数多くあります。それに伴って地域包括支援センターに寄せられる相談も、高齢になってきた知的障がい者に関するものが増加傾向にありますが、福祉サービスの利用支援という点においては、必ずしもスムーズな制度移行や、関係者の連携が図られている状況にはありません。

そこで、知的障がい者の高齢化による生活への影響や特徴、及び、担当圏域内における生活支援の実際や社会資源を理解するとともに、高齢者・障がい者の支援者のネットワークを形成することを目的に「第2回ケアマネサロンplus」を実施します。

2 テーマ

「高齢になった知的障がい者の介護保険サービスの利用を考える

～65オになったら担当者が替わってしまうんでしょ？ その人は、わたしの毎日のこと、わたしが住んでいるところのこと、知ってくれているのかしら？～」

3 実施日

平成25年10月17日(木)午後1時30分～3時30分

4 場所

大和市まごころ地域福祉センター 2階 会議室

5 対象

(1) ケアマネージャー(介護支援専門員)等

福田北地域包括支援センターが担当する地域()に住む利用者を担当する居宅介護支援事業所等の介護支援専門員等

柳橋2・3・5丁目、福田1～8丁目(平成25年10月現在)

(2) 障がい者支援担当者等

- ・ 相談支援事業所 担当者
- ・ グループホーム 支援員等
- ・ 市障がい福祉課 担当者
- ・ 神奈川県社会福祉協議会 かながわ権利擁護相談センター あしすと 担当者等

(3) その他

- ・ 市内地域包括支援センター 担当者
- ・ 関係行政担当者
- ・ その他

6 内容

(1) 基調講演：テーマ「知的障がい者の高齢化による生活への影響と現状」

講師：県内障がい者支援関係者

(アドバイザリースタッフ派遣事業より)

(2) リレーレポート

・市内関係者の実践報告 (複数機関より)

・担当圏域内の障がい関係の社会資源の説明

(3) 情報交換

7 主 催

福田北地域包括支援センター

(社会福祉法人大和市社会福祉協議会まごころセンター)

地域みんなで考える 地域ケア会議等の取組み ～地区社協ふれあい訪問と 連携した高齢者支援～

福田北地域包括支援センター
社会福祉士 中山 毅



「地域ケア会議」にご協力を！

地域包括支援センターからのお願い

- **地域ケア会議**は、個人の生活支援を出発点に開催します。あなたのお宅のお隣さんのことであれば、自治会長さんや班長さんだけではなく、**あなたに出席をお願いするかもしれません**。そのときはどうぞよろしくお願い致します。
- “鶏が先か、卵が先か” ではないですが、日頃からの地域関係者のみなさまとの顔の見える豊かな関係があってこそ、実のある地域ケア会議を行えます。**地域包括支援センターをどんどんご活用ください！**



『事例』＝個人の支援＋まちづくり

事例発表の『事例』とは？

今回は、認知症があって、介護保険サービスを利用している、一人暮らしの女性のAさんのお話しを中心にします。

ただ、Aさん個人を『事例』とは捉えません。Aさんを地域で支えようとし、そのプロセスを通じてAさんが地域にもたらした一連のできごとを含めて『事例』と捉えます。

つまり、Aさん個人の支援を地域関係者で行いながら、もう一方で、Aさんは私を含めた地域関係者に対して、地域における福祉のまちづくりのエッセンスを与えてくれました。

個人支援と福祉のまちづくりのプロセスとをあわせて、福田北地区における地域の『事例』として捉えて、報告をさせていただきます

用語の確認を

キーワードを確認しましょう

- (1) 地域包括支援センター
- (2) ふれあい訪問
- (3) 地域ケア会議

「地域ケア会議」とは何か？

地域包括支援センターが地域住民からの期待に応えられ、担当地域において、きちんと機能するための一つの有効な手段として、注目されている取り組みです。

- × 地域のさまざまな団体などの代表者を集めて、今後の地域のネットワークづくりのための会議？
- × 地域にあったらいいなと思う介護・ケアサービスについて考える会議？
- × 地域で問題視されている人をどうするかを考える会議？

「地域ケア会議」とは何か？

「地域ケア会議」とは

どのようにしたらその**本人を支えられるか**を、（本人や家族と）地域包括支援センター、ケアマネージャーやヘルパー、医療関係者などの専門職だけではなく、**同じ地域に暮らす人も一緒に参加**して、個別的・具体的に考えます。

それと同時に、本人と同じような困りごとや悩みを抱えている人が地域にほかにいないかや、本人を支えるためにみんなで考えた方法・手段が**ほかの人にも応用**できないかについても一緒に考えます。

これを積み重ねていくことで、地域における課題の発見、新たな仕組みづくりなど、地域における支えの力が強まっていくことになります（=**福祉のまちづくり**）。

『事例』の紹介



【Aさん】

- 80代・女性・一人暮らし（集合住宅）
- 認知症
- 集合住宅の認定

プライバシー保護のため、
情報を一部省略しています。

- 月
- は
- 介護認定を受ける前は、老人クラブの活動に参加したり、近所に住む友人・知人と一緒に出掛けたりしていた。都心などでウィンドウショッピングをすることが好きだった

事例：混乱するAさんを見発見



「鍵がないのよ。大変！ 大変！！」

夜、集合住宅のエントランス付近で混乱し、いつもとはまるで違った表情のAさんを同じ住宅に住む人が発見。自治会役員、民生委員など数人へ連絡が取られ、その場に数人が集まったものの、結果的に手首に鍵のついたひもがグルグル巻きになっていたことがわかり、Aさんは自宅へ帰ることができた。

「振り返ってみれば、最近はふれあい訪問で訪問したときなども、対応に困ることが何度かあった。どうやらヘルパーさんなども入っているようだし、今後のことについては改めて考えていかないといけないなあ。」（地区社協）

地域ケア会議の開催



福田北地区社会福祉協議会

平成24年度第1回ケース会議

○月×日

1. 参加者紹介
2. ケース(氏)の状況について
(情報共有)
3. 検討すべき事項
 - ①今後の関わり方について
 - ②緊急時の連携について
 - ③その他

【1. 参加者紹介】

- ・ 地区社協（会長、事業部役員、ふれあい訪問の担当） 6名
- ・ 民生委員児童委員協議会（正副会長 2名）
※担当民生委員は都合で欠席
- ・ 市社協地区社協担当者 1名
(ボランティアセンター)
- ・ 地域包括支援センター 3名

地域ケア会議の開催



福田北地区社会福祉協議会

平成24年度第1回ケース会議

○月×日

1. 参加者紹介
2. ケース(氏)の状況について
(情報共有)
3. 検討すべき事項
 - ①今後の関わり方について
 - ②緊急時の連携について
 - ③その他

【2. ケース（ 氏）の状況について】

- ◆ 今回の騒動の事実確認（地区社協）
- ◆ 地域包括支援センターからの情報提供
 - ・ 利用中のサービスを報告
 - ・ 当日は買い物同行ができなかった
 - ・ 認知症のこととAさんの特徴的な症状
 - ・ かかわり方のヒント
 - ・ 地域住民との接点が減っていること
- ◆ 担当ボランティアの不安
 - ・ もしも倒れていたら
 - ・ 「何しに来た？」と怒られたことも
 - ・ 民生委員は病気の進行を把握しているのか

地域ケア会議の開催



福田北地区社会福祉協議会

平成24年度第1回ケース会議

○月×日

1. 参加者紹介
2. ケース(氏)の状況について
(情報共有)
3. 検討すべき事項
 - ①今後の関わり方について
 - ②緊急時の連携について
 - ③その他

【3. 検討すべき事項】

- ◆Aさんが混乱しないようなかかわり方を確認(個別性)
- ◆介護保険サービス関係者との連携(個別性)
- ◆Aさんも含め、ふれあい訪問利用者の緊急時の連携方法を確認
- ◆ふれあい訪問事業の意義について
 - ・サービス利用日に訪問の必要があるのか
 - ・日中独居者や歩けない人にこそ必要では
 - ・地域との橋渡しが目的ではないか
 - ・認知症の人を対象から外すことは…
- ◆認知症の人への関わり方や、緊急時の対応の研修(心肺蘇生・AED等)をしよう

地域ケア会議の開催



福田北地区社会福祉協議会

平成24年度第1回ケース会議

○月×日

1. 参加者紹介
2. ケース(氏)の状況について
(情報共有)
3. 検討すべき事項
 - ①今後の関わり方について
 - ②緊急時の連携について
 - ③その他

【3. 検討すべき事項(③その他)】

この際だから、ふれあい訪問のほかの利用者についても情報共有をしてみよう!

- ・Bさんについて
- ・Cさんについて
- ・Dさんについて
- ・
- ・
- ・



Aさんを出発点として考える

- ◆ Aさんが混乱しないようなかかわり方を確認（個別性）
- ◆ 介護保険サービス関係者との連携（個別性）
- ◆ Aさんも含め、ふれあい訪問利用者の緊急時の連携方法を確認
- ◆ ふれあい訪問事業の意義について
 - ・ サービス利用日に訪問の必要があるのか
 - ・ 日中独居者や歩けない人にこそ必要では
 - ・ 地域との橋渡しが目的ではないか
 - ・ 認知症の人を対象から外すことは・・・
- ◆ 認知症の人への関わり方や、緊急時の対応の研修（心肺蘇生・AED等）をしよう

本人を支えられるかを個別的・具体的に考える

・ ほかの人にも応用
・ 福祉のまちづくり

「第1回会議」がもたらしたもの

専門職と地域住民（地域の専門家）と一緒に考えられる

- ふれあい訪問のほかの利用者についても地域ケア会議を開催することができました。もうかれこれ3～4回
- 訪問すると顔に新しい傷を毎回つくっているBさんについて
→精神的に不安定な方へのかかわり方
- Aさんへの対応は、その後もいろいろ起こりますが、第1回会議で地域と専門職とがつながったことで連携が深まり、話し合いがスムーズになりました

「地域ケア会議」にご協力を！

地域包括支援センターからのお願い

- 地域ケア会議は、個人の生活支援を出発点に開催します。あなたのお宅のお隣さんのことであれば、自治会長さんや班長さんだけではなく、あなたに出席をお願いするかもしれません。そのときはどうぞよろしくお願ひします。
- “鶏が先か、卵が先か” ではないですが、日頃からの地域関係者のみなさまとの顔の見える豊かな関係があつてこそ、実のある地域ケア会議を行えます。地域包括支援センターをどんどんご活用ください！



感謝

福田北地区のみなさま、
いつもありがとうございます。

ご清聴いただき、
ありがとうございました。



社会福祉法人の使命を発揮して、地域生活を切れ目なく支援する

アウトリーチで予防的支援！「ライツはだのネットワーク委員会」

- 秦野市障害者権利擁護センター ライツはだの の取り組み -

基本情報

(平成 25 年度市町村社協活動現況報告書
平成 25 年 10 月)

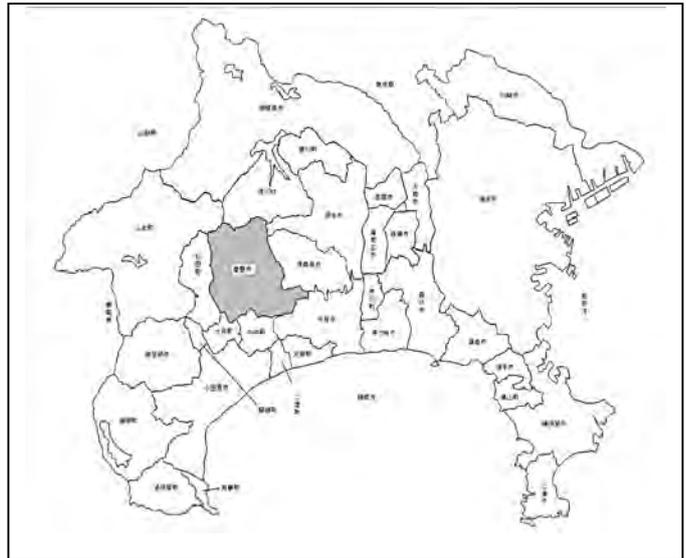
人口 169,724 人

世帯数 70,733 世帯

高齢化率 22.9%

障害者手帳交付者数

- ・身体障害者手帳交付数 4,623 人
 - ・知的障害者手帳交付数 1,102 人
 - ・精神保健福祉手帳交付数 929 人
- 生活保護世帯数 1,266 世帯



1. 地域に根差した社会福祉法人として

社会福祉法人常成福祉会は平成 2 年に秦野市北部に「丹沢自律生活センター」を設置、地域に根差した社会福祉法人であることを理念に掲げ、各種の事業を展開してきました。法人自主事業として平成 5 年度には「総合相談室」を設置し、在宅障害者への相談支援事業に注力し、平成 21 年度には住宅街にサテライト施設を構え、在宅障害者の地域支援ネットワークづくりの実践に取り組みました。こうした経過を経て、専門職と地域住民がつながり、当事者の生活を切れ目なく支援するネットワークを一層進めるための方策として、平成 24 年度に法人自主事業で「地域の課題を地域で解決する地域づくり」のための「地域活動拠点づくり」に着手しました。

時期をほぼ同じくして、法人では障害者虐待防止法の施行に伴う市町村虐待防止センター事業を秦野市から受託し、「秦野市障害者権利擁護センター ライツはだの」(以下、「ライツはだの」)を設置しました。「ライツはだの」は、虐待対応で最も重要なのは「虐待を未然に防ぐ」ことであるとして、地域の中にある“ちょっと気になる”本人や世帯の早期発見や見守り支援を進めるために、専門職と地域住民の連携を基盤とした「総合相談」体制の構築を目指したいと考えました。

この目的を同じくする 2 つの事業をリンクさせながら進めるために、「ライツはだの」では、地域内の様々な専門職、関係者や地域住民に呼びかけ、平成 24 年 7 月に「ライツはだのネットワーク委員会」を立ち上げました。

2. 「ライツはだのネットワーク委員会」で多職種連携への一歩を

「ライツはだのネットワーク委員会」のメンバーは、「拠点」を設置する秦野北地区の自治会関係者と民生委員児童委員、秦野北地区を担当する地域包括支援センター、市基幹相談支援センター、市社協、弁護士、行政（地域福祉、障害福祉、高齢福祉の各担当課）などで構成しました。第一回委員会ではそれぞれの立場から感じている課題を出し合いました。専門職からは、高齢、障害の分野ごとにはネットワークがあるものの、それらが分野を越えてつながっていないことが挙げられました。地域関係者からは、支援が必要と思われても本人からサインがないと関わりにくいことや専門機関との間での個人情報の共有についての課題が挙げられました。

ネットワーク委員会ではこれらの課題に対応するために、委員会のもとにプロジェクト体制を敷き、議題に応じて必要な構成メンバーが集まるフレキシブルなスタイルで検討を進めました。ネットワークの一年目にあたる平成 24 年度には、「専門職連携プロジェクト」と「サロン（拠点）プロジェクト」を中心に企画検討を進めました。

「専門職連携プロジェクト」では、同じ地域を基盤に活動していながら、高齢と障害の専門職の間にはつながりが薄く、お互いの役割や活動もよく把握していない状況があることが確認されました。同時に、高齢者・障害者世帯の増加や複合的な問題を抱えた世帯など、支援機関が横断的に手を取り合わないに対応ができない状況があることもメンバー共通の実感として浮かび上がりました。そこで、市内の専門職が分野を越えて「顔の見える関係」をつくるために、「事例」を通して意見交換をする機会を企画しました。さきがけとして、平成 24 年 12 月に市内で初めて高齢と障害の専門職が一堂に会して「事例検討会」を行い、続けて平成 25 年 1 月には「ネットワークとカンファレンス」をテーマとした研修会を開催し、参加者から「もっと学びを深めたい」という声が上がりました。

初の試みで、しかも夜間帯の開催にも関わらず、事例検討会には 40 名を超える参加者があり、こうした横断的な場が求められていたことがわかりました。事例検討会では、高齢・障害・児童の複合問題世帯の事例を取り上げ、誰を「本人」ととらえるかに始まって事例の見立て方、支援方針について活発な意見交換を繰り広げました。アンケートでは「他職種の視点が参考になった」「互いの機関の機能を知り、共有したい」という声が多数寄せられました。専門職が個々に奮闘するだけでは、制度や仕組みの構造的な縦割りのかべを越えていくことは容易ではありません。一つの「事例」を一緒に検討することで、多職種連携の大切さを再確認する機会となりました。（参考資料 4-1）

3. 「みんなのサロンなつめ」オープン！

「サロン（拠点）プロジェクト」では、「住民相互の交流と支え合い活動、住民と専門職の協働による地域の課題を地域の力で解決する地域づくり」を目的に掲げ、拠点づくりを開始しました。秦野市北地区の住宅街の一角にあるマンションの一室を借り、平日の 9 時～17 時はいつでも出入り自由にしました。運営にあたっては、秦野市社協がノウハウ提供や地域のキーパーソンの紹介などの

バックアップをしてくれました。民生委員や地域住民が机やおもちゃなどを寄付してくれ、3DKの室内はくつろげるスペースへと変身しました。障害者作業所の手づくりパンの移動販売や近隣の農家による野菜の朝市など、サロンに足を運んでもらうきっかけづくりも整えました。サロンは利用対象者を限定せず、高齢者、障害者、子ども、母親、若者など、すべての人の居場所となりうる環境づくりを目指し、サロンが地域に定着するまでは、「ライツはだの」の職員がコーディネーターとして、つかず離れずの距離をとりながらサロンを見守っていくことにしました。

平成25年5月のサロンのオープニングイベントには3日間で延べ270名の地域住民がサロンを訪れました。その後も地域の方が個別にぼつぼつとサロンを訪れてはいましたがタイミングが合わないなどですれ違いが続き、いつでも開いている常設型ゆえに「出会うきっかけが難しい」という悩みが生じてきました。そこで、“仕掛け”として、子どもが多いという地域特性を踏まえ、「流しそうめん祭り」を企画したところ、自治会やボランティアの協力が得られ、大きな転機となりました。終了後に2回開催した懇談会で地域住民側から「サロンをこんな場にしたい」という意見や期待が出されるようになりました。それらの中に「男性が気軽に立ち寄り、集まれる企画をしたい」という声があり、秋から月1回の「秦野の名水でコーヒーを楽しむ会」がスタートしました。自治会長が“マスター”になって「コーヒーと会話を楽しもう」というゆるやかな企画は回を重ねるごとに口コミで参加者が増え、サロンに入りきらないほどの住民が訪れるようになりました。(参考資料4-2、4-3)

4.アウトリーチとネットワークで「予防的支援」

こうした動きと同時並行で、「ライツはだの」では、サロンがある秦野北地区を担当する地域包括支援センターと相談を重ね、地域包括支援センターとの協働による「健康チェック事業」を開始しま



した。毎月1回、地域包括支援センターの専門職がサロンでストレッチや脳トレなど介護予防のプログラムを行いながら、地域住民からの健康相談を受け、小さな変化も早期に発見できるようにすること、また、在宅介護の家族をサポートすることもねらいにしています。

「みんなのサロンなつめ」は、地域住民による主体的な運営へと着実に歩みを進めていますが、サロンの最大の特徴は、社会福祉法人が設置するサロンとして、障害福祉の専門機関である「ライツはだの」の職員がコーディネーターとして運営に深く関わっており、かつ高齢福祉の専門機関である東・北地域高齢者支援センター（地域包括支援センター）によるバックアップ支援も受けていることです。

サロンのオープン当初から、ある地域住民の方が“誰かとおしゃべりをしたい”という思いをもってサロンをよく訪れていましたが、きっかけがないまま、サロンで過ごしている姿がありました。

地域の中で、出会いやつながりをすんなりと築ける方もいればそうでない方もいます。そこで、個の方が得意としている手工芸品をサロンに飾ったところ、地域の方から「教えてもらいたい」という声があり、ひとつのきっかけができました。コーディネーターのライツはだの職員は両者ともに「できることを無理のない範囲で」と声をかけ、自然な流れで「顔と顔がみえる間柄」をサポートし続けました。こうして、つながったり、途切れたりを経て、サロンのコーディネーターを介さずに地域の中でつながり、交流する関係へとなっていました。

社会的孤立や社会的排除が大きな社会問題となり、地域の中での「社会参加」「居場所づくり」の必要性がうたわれていますが、「地域住民の力」を期待するだけでは負担が大きくなります。「みんなのサロンなつめ」は、対人援助の専門性をもった専門職が地域住民と協働で運営するサロンとして、地域の中でのコミュニケーションがとりづらい方が一歩を踏み出す「場」となることも意識しています。サロンを拠点に、一人ひとりに合ったプログラムを地域の中で地域住民とともに創出していくというアウトリーチ実践により、「みんなのサロンなつめ」は、その名の由来となったマンションの入口にある大きな“なつめ”の木のように、地域に根づき、たくさんの実を育てつつあります。

【参考資料】

- 4-1 ライツはだのネットワーク委員会 平成 25 年度専門職コアメンバー会議資料(抜粋)
- 4-2 平成 25 年度 第 1 回ライツはだのネットワーク委員会資料(抜粋) みんなのサロンなつめ
- 4-3 みんなのサロンなつめ 活動予定表(地域向け周知チラシ)

ライツはだのネットワーク委員会
平成25年度
専門職コアメンバー会議 資料
(抜粋)

平成25年12月13日(金)
10:00～12:00
於:秦野市文化会館 第2会議室

1. 高齢・障害分野連携のための
事例検討会開催について

ライツはだのネットワーク委員会の取り組み

設立趣旨

3

□ 地域の状況

- 家族機能の低下、地縁の希薄化に伴い、地域での生活のしづらさを抱えた高齢者や障害者が増加している。
- 専門職、地域住民の多様な担い手により、権利侵害の予防、早期発見、見守りの体制を整備することが求められている。

□ ねらい

- 専門職と地域住民の協働を基礎とし、高齢者、障害者など誰もが身近な地域で相談・支援を受けられる体制づくりをめざす。
- 多分野・多領域の専門職が連携して切れ目なく支援するネットワークの構築・推進を目標に、誰もが地域で安心してその人らしく生活を続けることができる地域づくりをめざす。



〔理念〕 積極的権利擁護 〔方法〕 総合相談体制

委員の構成

□ 行政

- 地域福祉課、高齢介護課、障害福祉課

□ 地域関係者

- 民生委員児童委員、地域福祉関係者、市社会福祉協議会

□ 専門職

- 秦野あんしんセンター、地域高齢者支援センター、基幹相談支援センター、弁護士

□ オブザーバー

- かながわ権利擁護相談センター あしすと、総合福祉サポートセンターはだの 成年後見委員長

これまでの活動

5

- 地域住民間ネットワーク
 - 常設型サロン(みんなのサロン なつめ)の設置
 - 地域住民との懇親会開催による展開
- 専門職・地域間ネットワーク
 - 民生委員児童委員協議会との関係づくり(障害分野)
 - サロンにおける地域高齢者支援センターとの協働実践
- 専門職間ネットワーク
 - 平成24年度ライツはだのネットワーク委員会
 - 専門職事例検討会の開催(H.24年12月)
 - あしすととの協働研修開催(H.25年1月、講師:岩間伸之氏)
 - 「個別支援と地域支援を一体的に進めるための事例検討会」(H.25年9月・11月、講師:岩間伸之氏、主催:あしすと)

相談援助場面でみられる現状

6

- 相談を受けてからの関係機関へ協力依頼
 - 相談員の個人のネットワークでしか展開できない
難しさ



- 時には、抱え込み、支援停滞の温床に...
- 他分野との関わりが必要なケースでは、
更に困難...

課題 (委員会会議より)

7

- 高齢・障害の各分野の制度や地域展開の違いなどにより、それぞれがつながりにくい
 - 顔の見える関係づくり、互いの特性を理解することが必要
 - * 別表「秦野市における高齢・障害分野の比較」参照
- 高齢化による、高齢者、障害者の同居世帯増加
 - 地域から孤立することで、多問題世帯へ
- 高齢障害者の増加
 - 介護保険サービスと障害福祉サービスの併用について、共通認識が必要

より緊密な分野間の連携と
それに基づくチームアプローチが必要

平成24年度事例検討会の結果

8

- 参加者: 42名
 - * 行政3名、高齢分野30名、障害分野8名、訪問介護:1名
- アンケート結果
 - 「他職種の視点が参考になった」「他職種の業務範囲・内容を知りたい、互いの役割を共有したい」という意見多数
 - 顔見知りの関係性の構築や、多領域の専門職による事例検討会継続を希望する声が目立った

現場での多職種連携の事例検討会のニーズ

平成25年度多分野専門職事例検討会の開催へ

改めて、現状の確認

9

関係機関と支援のチームをつくるにも、
相談員の個人の経験とネットワークでしか展開できない難しさ
それが、時には抱え込み、支援停滞の温床に...。
分野を超えた関わりが必要な時には、更に困難...

市内であっても分野を超えると、互いに知らないことが多い。
分野を超えた連携の必要性は誰もが理解しているが、継続して関
係を積み重ねていける仕組みは見当たらない。

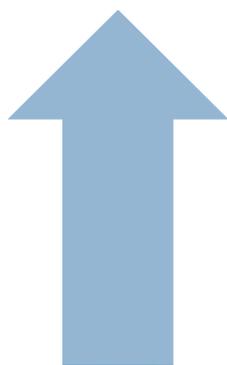
地域と協働で支援困難な方のケア会議を開催しているが、皆が納
得する答えにたどり着く難しさを感じる。



多職種協働の事例検討会を継続して実施できる仕組みが必要

連携の仕組みづくりのねらい

10



- ✓ 高齢、障害のそれぞれの相談援助に関わる専門職が、まず互いに顔の見える関係をつくり、個人の持つネットワークを補完しあう。
- ✓ 相互交流を図り、支援対象者の状況に応じて、分野を超えた柔軟なチームアプローチを可能にする。
- ✓ 相談援助の専門職として、支援の根幹となる見立てについて学びを深める。

平成25年度第1回ライツはだのネットワーク委員会 資料(抜粋)
(平成25年9月27日(金))

1. みんなのサロン なつめ

現在までの利用状況

時間帯、年齢層、性別ごとに量的・質的把握を実施

< 結果 >

期間	延べ利用者数	60歳以上	40～59歳	20～39歳	乳幼児連れ	高校生	中学生	小学生	利用率 (日数)
5月 (16日～)	100	55	15	5	5組10名	0	0	15	100% (12/12日)
6月	94	66	15	1	1組4名	0	0	8	70% (14/20日)
7月	92	32	5	12	14組30名	3	0	10	59% (13/22日)
8月	102	59	8	5	7組18名	2	0	6	68% (15/22日) イベントを除く
9月 (～20日)	78	48	2	8	10組15名	0	0	5	66% (10/15日)

▶ 1

オープニングイベント

5月13日「みんなのサロン なつめ」開所

13日～15日(3日間)オープニングイベント開催

▶ 来場者数(延べ)

5月13日(月)：100名(内 子ども20名)

5月14日(火)：80名(内 子ども15名)

5月15日(水)：90名(内 子ども30名)



合計 270名(内 子ども65名)

▶ 来場者の傾向

- ・60代以降の女性を中心に午前中の利用が多い
- ・15時～17時は、近所の小学生の利用が多い
- ・リピーターが複数いた

▶ 2

利用者の様子

▶ パン、野菜、椎茸はいつ売っているの?という問い合わせが多い

➡ 取組み 物販



▶ 「場所が分かりにくい」「せっかく良い所ができたのに、使う人がいないとなくなってしまうのか?」と複数の問合せ

- ・開所当初は、いつ開いているのか、予約が必要かとの問い合わせも
- ・何かを作るなどの目的がないと人が集まりにくいとの意見多数

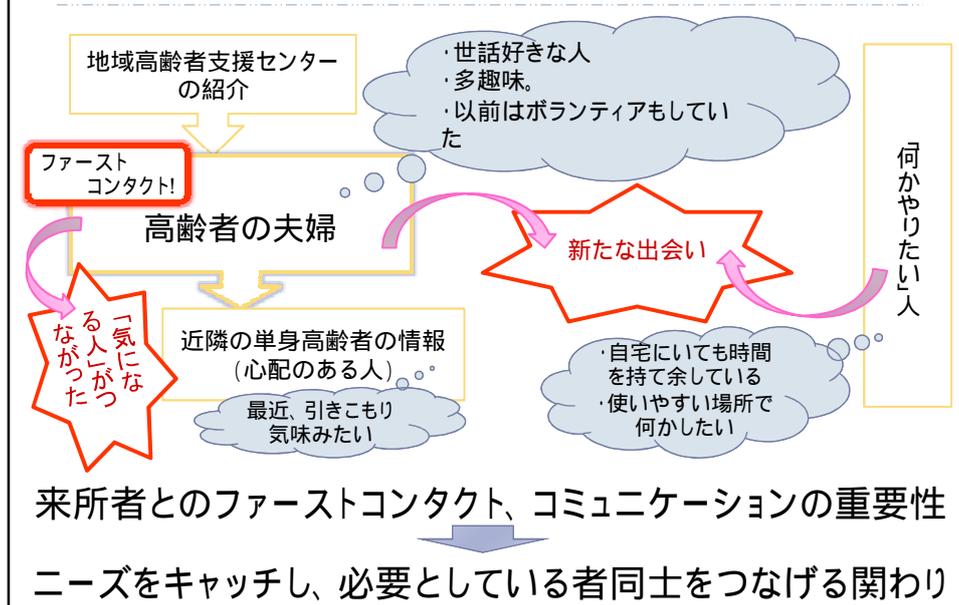
➡ 取組み 職員の関わり

▶ 殆どの方が「誰がいる?」と確認し、誰もいないとすぐに帰る

- ・利用者の来所日時が一定でない→すれ違い
- ・“来てても誰もいない場所”という認識への変化

▶ 3

新たな出会い・つながりの誕生



すれ違う人たち

近隣の単身高齢者：開所～2週間は、日に2～3回来所

・「誰がいる？」と聞き、誰もいないとすぐ帰ることの繰り返し

・前後して30分程度の差で来所者があった

子どもたちと出会い、名前で呼び合い、公園で共に過ごす関係

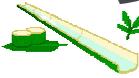
「子どもが好き」と話すが、他の関わりも求めている様子

サロンの活用方法について意見を求める

来所時にサロン室内で麦茶を1杯飲みながら他者を待つように

誰も来ないことが続き、サロンに姿を見せなくなった...

出会い(人)を求めて来てもすれ違っている


夏のお祭り 流しそうめん 開催

 (H.25.8.22)

- ▶ 出会いの機会、場所の周知・慣れることがねらい
- ▶ 自治会・民児協への協力依頼、ボランティアの一般公募などにより地域と協働

↓

ボランティア19名の協力(自治会、民児協、地域住民、市社協)

自治会:組回覧、テント・簡易テーブル・椅子の運搬と設営、当日の運営
 民児協:チラシ配布、竹の切り出し・製作・設営、当日の運営
 東・北地域高齢者支援センター:チラシ配布
 地域住民:薬味の寄付、器材・調理器具の提供、当日の運営

みなさまより、
 事前の助言、当日の積極的な工夫による運営にご協力いただけ

↓

来場者150名(大人100名、子ども50名)。新規来場者多数

▶ 6


第1回 ボランティア懇親会開催
 (H.25.9.12)

- ▶ 流しそうめんを振り返り、次回に向けた反省が目的
- ▶ 地域の方がサロンについて感じていること、期待することなどの意見をきくことができた

↓

- 時間がある時はサロンに居ても良いが、いつもは居られない
- 場所を分かりやすくする必要がある。近隣に看板を設置しても良い(近隣住民より)
- ノートを用意し、利用した感想や「場」を活用するアイデアを書いてもらえるようにしては？ 情報・意見の収集や交換のほか、他者も利用していることが伝わる
- 戸川原地区に老人会を立ち上げたいという話があるが、「なつめ」を立ち上げの拠点にできると良い
- 運営を手伝うグループが必要。月に1~2回何かして、継続しないといけない。男性は写真、囲碁、将棋などが集まりやすい。公園でコーヒー・お茶を楽しむ会など、集まる切っ掛けができれば、自治会として後押しできる。そういう場として「なつめ」を使いたい。

↓

**地域の方々の力を活かして定期的に活動し、
 より人が集まりやすい場所へ**

▶ 7

「みんなのサロン なつめ」

今後の展開

第2回 地域住民との懇親会開催(10月予定)

- 地域のニーズに基づいた地域住民主体の活動への転換
- 担い手候補へ

東・北地域高齢者支援センターとの協働実践

- 毎月第3火曜日に「健康チェック」を実施(別紙チラシ参照)
- 「場」の活用と利用者の定着へ

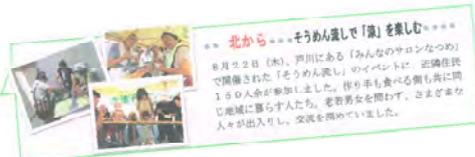
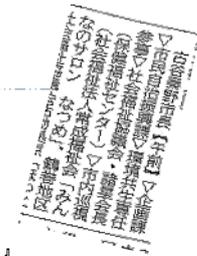
の継続

- 地域住民と専門職のつながりの構築へ

▶ 8

新聞、機関紙等によるなつめの記事

- ▶ 神奈川新聞(平成25年7月17日)
 - ▶ 動向 古谷秦野市長【午前】市内巡視
 - ▶ 『社会福祉法人常成福祉会「みんなのサロン なつめ」』
- ▶ 秦野市社会福祉協議会 社協はだのNo.95
 - ▶ 特集 人と社会をつなぐ場所
 - ▶ 『誰もが気軽に立ち寄れる憩いの場に...
社会福祉法人常成福祉会 みんなのサロン なつめ』
- ▶ 秦野市社会福祉協議会 社協ほっと通信第34号
 - ▶ 北から そうめん流しで「涼」を楽しむ



< 予定 >

- ▶ 神奈川県社協「ふくしTIMES」
- ▶ 北地区社協だより「やまなみ」



みんなのサロン なつめ

3月下旬～4月の活動予定

秦野の名水でコーヒーを楽しむ会

今回は、「くずはの泉」の水を使用します。美味しいコーヒーを味わいながら、素敵なティータイムをお過ごしください。コーヒーが苦手な方へは、緑茶をご用意します。

日時：3月26日(水) 13:00～15:00

参加費：100円



絵手紙きょうしつ

みなでおしゃべりも楽しみながら、心あたたまる絵手紙にふれてみませんか？
「ヘタでいい、ヘタがいい」がキャッチフレーズです

日時：4月1日(火) 13:30～15:30

参加費：100円

太極拳健康法

座ってできる呼吸法や、ゆったりした動きで、誰でもできるやさしい健康法&美容法です。みんなで楽しく、心とからだを癒しましょう！

日時：4月9日(水) 13:00～14:00

参加費：無料



健康チェック



東・北地域高齢者支援センターさんの地域支援として、健康相談、健康体操などを行い、みなさんが地域の中でずっと元気に暮らせるように応援します！

*原則として、地域にお住いの65歳以上の方が対象です。

日時：4月15日(火) 10:00～11:00

主催：東・北地域高齢者支援センター、なつめ / 参加費：無料



みんなのサロン「なつめ」は、 みんなでつくる 憩いの場 です。

- ◆ 場 所 秦野市戸川 702 なつめヴィラ 106号室
- ◆ 利用時間 平日 9:00～17:00 (土曜、日曜、祝日はお休みです)

◇ 子ども用のおもちゃや、囲碁セットもあります。子どもも大人も、お茶を飲みながらゆっくり過ごせます

◇ 毎週金曜日の 11:20～12:00には、焼き立てパン屋さんが来ます😊



◇ なつめの活動は、地域みなさんと一緒に考え、協力しておこなっています。地域みなさんとの懇親会も開催しています。なつめでの活動に興味のある方は、ぜひご参加ください。

みんなのサロン なつめ の場所



お問い合わせ 社会福祉法人常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室

〒259-1306 秦野市戸川 702 なつめヴィラ 105号室

0463-79 5032

✉E-mail rights-hadano@jousei.or.jp

3. 「市町村権利擁護推進センター機能」の構築にむけた4つの実践から見えてくること

4つの実践は、それぞれに特徴的でアプローチの手法もすべて異なっています。しかし、4つの実践からは重要ないくつかの視点についての共通性もみえてきます。各地域での取り組み展開において、参考となる視点、ポイントについて整理しておきます。

1. 「個別支援」からみえてきた課題を「地域づくり」につなげる視点をもつ

4つの実践から見える大事な共通項のひとつとして、個別支援からみえてきた課題を「地域づくり」につなげる視点が基盤にあることが挙げられます。一人の問題をその特定の個人の問題に終わらせず、これから起こりうるかもしれない地域共通の課題として、それへの対応を視野においた「予防的支援」の実践と言い換えることもできます。個別の支援課題からみえてきた地域の課題を地域の関係者にフィードバックし、地域の中に潜在する同じような事例に気づく「目」を養ったり、必要な仕組みづくりにつなげたりすることが、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域をつくることへとつながっていきます。地域を構成するすべての人たち（地域住民・専門職・行政など）が、それぞれの立場で気づき、発信し、つながりあえる地域づくりの推進を視野に含めることは見落とせない点です。

2. 「積極的権利擁護」の視点の共有化

「権利擁護」という言葉が示す内容や範囲について、現状では、専門職の間でも必ずしも共通の理解にはなっていない状況があります。虐待や暴力などの権利侵害の状態からの保護・救済をもって「権利擁護」ととらえる向きもあります。また、成年後見制度の利用支援や消費者被害対応を指して「権利擁護支援」と言われる場合もあります。4つの実践では共通して、「権利擁護」を、権利侵害状態から救うだけでなく、本人の自分らしい生き方を尊重し、自分らしい生活を送っていくことを支えることまで含めて広くとらえています。この「積極的権利擁護」の視点によって、多様な関係者への働きかけにあたって、誰もが「権利擁護の担い手」であるという「共通項」を提示することが可能となっています。

3. 「横断的」に地域内の関係者に働きかける

昨今の社会状況を背景に、地域には複雑化・複合化した生活問題を抱える本人や世帯が増えています。近年、介護保険制度をはじめとする分野ごとの個別支援サービスの整備・充実がはかられ、相談窓口も増えましたが、その一方で、「たてわり」的な支援になっていたり、「個別の支援」と「地域づくりの支援」が十分に接点を持つことなく実施されてきた傾向も見受けられます。問題解決に向けては本人や世帯の「生活全体」をとらえた支援が求められますが、そのためには、本人や世帯の暮らしの場である「地域」で、関係者が分野、領域や立場を越えて横断的な支援体制を組むことが欠かせません。4つの実践では、高齢や障害といった分野、あるいは福祉以外の医療や司法など領域を越えて、また専門職と地域住民という立場の違いを越えて、関係者の顔が見える関係づくりに取り組んでいます。こうした関係づくりが、暮らしの場での個別支援における横断的な支援ネットワークを築く土台となっていきます。

4．地域の特性をふまえる

4つの実践は、いずれも権利擁護の推進への取り組みですが、それぞれの中心主体（社協、社協が運営する地域包括支援センター、障害者虐待防止センター）ごとに切り口は異なっています。組織が持つ機能、役割、置かれた環境をしっかりとふまえ、地域の実態を把握した上での企画であることが切り口に表れています。4つの実践のうち、海老名市、伊勢原市、大和市の中心主体は「社協」であり、「社協の使命」としては同じですが、取り組みの「目標」の設定にあたっては、地域の特性や風土、行政や関係機関との連携状況、組織の状況などをふまえ、戦略的に展開されています。「地域」の特性や現状をしっかりと把握して企画を練り、展開することの大切さが読み取れます。また、「エリア」を意識して取り組みを行っていることも大事な視点です。市町村域全体での取り組みと、暮らしの場である居住圏域・日常生活圏域での取り組みとの連携によって効果的な展開や波及的な効果が期待できます。

5．「事例検討・ケースカンファレンス」を展開手法に取り入れる

4つの実践では何らかの形で「事例検討」や「ケースカンファレンス」をネットワークづくりの手法に取り入れています。「個のニーズ」を出発点にすることや、「事例」を題材に取り入れることで、関係者にとって日常業務との関連性が見えやすく、ネットワークへの参加の関心が高まることや、参加するメリットについて具体的な実感をもってもらいやすくなっていることがうかがえます。

「事例検討・研究」には複数の意義があり、さまざまな効果が期待できます。各実践では、援助の質の向上、連携のための援助観の形成、人や組織への教育研修などのねらいをもって、スポットの当て方を工夫しながら展開しています。しかしながら、事例ならば何でもよいということにはなりません。ねらいに応じてどのような事例を取り上げるかといった「判断」が働いていることも見逃せません。

6．組織としての「MOSTEC」の実践と「応援団づくり」

4つの実践は、それぞれに特徴的な考え方（「戦略」）と実施方法（「戦術」）が取られています。組織活動を展開するうえでは、MOSTEC（意思決定・合意形成システムのこと。「使命（M）」「目標（O）」、「戦略（S）」、「戦術（T）」「実行（E）」「評価（C）」）が大切だと言われますが、それぞれの実践はまさに明確な使命感と目的意識のもとで事業を展開していることが読み取れます。モチベーションの向上も組織力の一つといえます。また、日常の業務や事業から見てきた課題の分析をしっかりと行い、明らかになった現状の地域のニーズや課題に基づいた取り組みの展開は関係者にとっても納得しやすく、解決に向けた取り組みへの動機づけが増します。実践の推進にあたっては、地域内の理解者、協力者という「応援団」の存在、サポートも大きいといえるでしょう。こうした理解者や協力者を地域の中に増やしていることも各主体の取り組み努力として見落とせない点です。



地域を基盤に権利擁護と総合相談をつなぐ

事例からみえる「権利擁護ネットワーク」

- 市町村権利擁護推進センター機能 協働実践の取り組み -

平成 26 年 3 月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ権利擁護相談センター あしすと

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター14 階

TEL 045-312-4818 FAX 045-322-3559

e-mail assist@knsyk.jp